愛知県行政書士会報

令和4年 7月　No.313

愛知

■土地利用部　研修会
■初心者向け国際業務研修会
■事業承継について　第11回



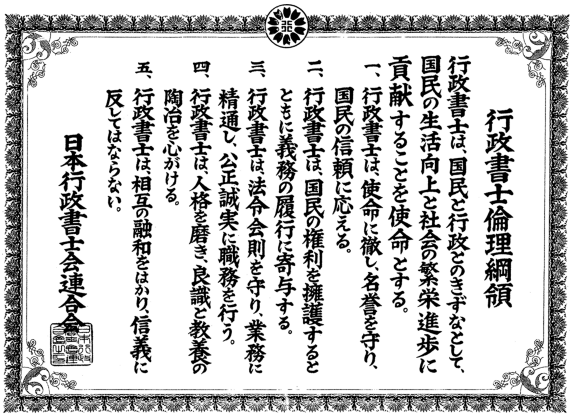
愛知県行政書士会キャラクター
コノハくん

愛知県行政書士会　http://www.aichi-gyosei.or.jp

久屋大通庭園フラリエ

目次

私の好きなもの……愛知県行政書士会　常務理事　渡邊　邦彦… 1
土地利用部研修会…… 2
初心者向け国際業務研修会…… 2
事業承継について　第11回……税理士・公認会計士　浅野　佳史… 3
婚姻意思　その２（婚姻意思の内容をめぐって）……南山大学法学部教授　伊藤　司… 6
お知らせコーナー　ライブラリ研修動画一覧…… 9
ライブラリ研修申込書……11
業務相談会のお知らせ……12
業務相談会申込書……13
会員訪問記（豊田支部　小川　一斗志会員）……会報委員　田守　瞳…14
各支部研修会のご案内……15
支部だより……16
事務局だより……28
会員の動向　新規登録入会者の紹介　他……31
コスモスあいちコーナー……38
あとがき……39



私の好きなもの

常務理事　渡邊　邦彦

私が小学生から興味を持つようになったものの一つは、「日本のお城」でした。西洋にもドイツのノイシュバンシュタイン城のようにとても綺麗な城は好きで、その模型を作ったことはありますが、実際に訪れることができる日本の城には、これまで何十ヶ所と訪れております。近頃日本国内ではお城ブームのようでして、書籍の出版・雑誌の特集やテレビ等でよく取り上げられています。女学生から有名な芸能人まで登場して大いに語っている今日この頃です。

まず初めに、「尾張名古屋は城で持つ」と広く言われてるごとく、地元の名古屋城を紹介したいと思います。皆さん方も業務で愛知県庁や名古屋市役所を訪れるときに、大空に聳える天守閣をご覧になられたことがあるかと思います。天守閣の築城規模としては最大級のもので、オリジナルは昭和５年、城郭建築における初めての国宝に指定されました。ただ残念ながら、昭和20年５月に米軍の空襲により焼失してしまいました。私はお城の近くにある幼稚園に通っており、再建途中の今のお城と接しており、ちょうど昼の食事の時に園内のテレビで完成式のニュースを白黒画面にて見た記憶が残っています。さて、次に私の事務所の近隣に位置しております、日進市には「岩崎城」があり、日進市役所から名東区の役所に移動の途上で、右手にそのお城を眺めながらしばし車を走らせています。ここは豊臣秀吉と徳川家康との間で争われた、「小牧・長久手の戦い」の舞台でもあります。ただし、お城そのものは戦後作られたものです。この北方にある、小牧城・犬山城もその舞台となっておりました。ここで、国内現存12天守の城の内で県内唯一の「犬山城」について触れてみたいと思います。今年も４月１日に犬山まつり開催中に行ってきました。犬山城には何度か訪れていますが、天守閣頂上からの眺めは、南に濃尾平野を一望でき私のお気に入りのお城です。余談ですが、南を眺めていると平原にぽつんと一ヶ所小牧山だけ突き出ています。一説には人工の構造物で和製ピラミッドではないかと言われています。（雑誌ムーの編集者がよろこびそうですね！）この山の頂には「小牧城」があります。

最後に今でも記憶に鮮明に残っているのは、「首里城」です。長年の沖縄へ行ってみたいという希望が叶い、年末に親友の開業医と行くことになり、到着初日に「首里城」を訪れました。相棒の弟が当時琉球大学の観光学課の教授をしていたのでブラタモリよろしく彼に観光ガイドにないような所に案内してもらいました。焼失前の首里城は本土の城とはかなり趣が異なり、内部の装飾品ともどもとても華麗な宮殿だと思いました。代々の王家の尚氏の個人邸宅や真夏にも枯れない泉等にも連れて行っていただき、夜には国際通りの奥深く入ったお店でとても美味でお値打ちな琉球料理を堪能しました。

さてお城の話については際限がありませんのでここまでといたします。

土地利用部研修会

土地利用部　佐藤　友泰

日　時　令和４年２月22日㈫
　　午後２時～４時
場　所　愛知県行政書士会　３階会議室
講　師　愛知県尾張農林水産事務所農政課
　　課長補佐　佐藤　貴雄氏
テーマ　『農地法第４条・５条許可申請書の書き方及び建築条件付売買予定地の取扱いについて』
参加者　会場参加者　３名
　　ライブ視聴者　125名



定刻になり、稲垣勝康次長の司会にて開会の挨拶がされ、会長が別件の会務により欠席であったため、代わりに会長挨拶は、岩井実副会長がされました。

講師紹介が土地利用部の矢澤あや子部長により佐藤貴雄氏が紹介されました。

「講義内容」

「農地法第４条・５条許可申請書の書き方及び建築条件付売買予定地の取扱いについて」

講義においては、パワーポイントを用いての説明で、講義の前半の「申請書の書き方」については、記載例をもとに記載方法や注意点等について、詳細に説明していただきました。

また、講義後半の「建築条件付売買予定地の取扱いについて」は、用語の説明から始まり、取扱いにおける条件や注意点等、実務に即した内容も盛り込んでいただき、非常に内容の濃い講義でありました。

初心者向け国際業務研修会

国際部　影山　雅秀

日　時　令和４年３月10日㈭
　　午後２時～４時
場　所　愛知県行政書士会館　３階会議室
講　師　国際部部長　川津　聖司
　　次長　蓬田　悦子
参加者　ライブ視聴者　75名



国際部による「初心者向け国際業務研修会」を行いました。川津国際部部長による開会のことばの後、川津部長より、国際業務の中で今回は「経営・管理」での在留資格申請の書類作成の仕方を具体的な見本を使いながら、丁寧な解説をして頂きました。

前回の研修を受け、在留資格が各種ある中で今回は「経営・管理」での申請時に必要となる個々の疎明資料の集め方から、その疎明資料の内容をきちんと調査し間違のない事を確認し、その事実に基づいて、具体的に申請書のどこに何を、どの様に書き込んで行くのかまで解説していただきました。

休憩後、後半は蓬田国際部次長より、「日本人の配偶者等」の在留期間更新許可申請の申請書作成についての解説をしていただきました。

申請書の書き方について、具体的な解説をしていただくなかで、今回は中国人配偶者を例に解説をしていただきました。中でも身元保証人の事、滞在中の経費等の説明、更に婚姻証明証の写しも見本で見られるよう資料を付けていただきました。特に婚姻証明証は赤色、離婚証明証は緑色など、分かりやすい解説でした。

以上「経営・管理」「日本人の配偶者等」の申請にあたり、初心者でも良く分かる具体的な内容で、これから国際業務を手掛けようと思っている会員の方には非常に分かりやすく、有益な研修会であったと思います。

事業承継について　第11回

浅野佳史税理士事務所　税理士・公認会計士　浅野　佳史

５月の下旬に差し掛かりまして、７月会報の最終確認を進めております。依然としてロシア・ウクライナ間の争いは継続しており、その間、ますます電気水道光熱費は高くなりました。当方のお客様で電力会社を変更したという話も良くお聞きします。当たり前に供給されてきた電気・ガス・水・安全ですが、その安定した供給を確保する為に自助努力が必要な時代になるのでしょうか。さて、今回のテーマは個人版事業承継税制についてです。個人の事業承継において、どのような場合に個人版事業承継税制を適用するメリットがあるのかをご紹介します。先代経営者が存命中に後継者が事業承継する場合からお話を進めて参ります。今月も宜しくお願い致します。

～先代経営者が生存中に事業を引継ぐ場合～

Ⅰ　事業の承継

個人事業の事業承継は、通常、先代経営者が個人事業を廃業し後継者が開業する手続きを行います。この場合、先代経営者が引退して後継者のみで事業をするのも良いですが、先代経営者が後継者の青色専従者等になるのが良い方法だと思います。青色申告のメリットとして繰越損失（個人事業の赤字申告で他の所得とも損益通算されなかった純損失）を３年間繰越すことが出来ます。先代経営者が事業主の時代に発生した繰越損失が残っている場合、廃業し、それ以降確定申告を行わないと、この繰越損失は消滅してしまいます。先代経営者が事業廃業後も給与所得等を得て確定申告を続ければ、この純損失を使うことが出来るのです。

これは税務的に有効な方法だと思いますし、経営的にも先代経営者と後継者が共に事業を継続しながら事業主が自然に交代できる方法であり経営的にも良い方法です。

なお、相続で後継者が事業を承継する場合、その準確定申告（先代経営者の相続年の確定申告）が赤字であれば、前年・前々年が黒字所得に対して繰り戻しを行い、所得税の還付請求が出来ます。

Ⅱ　事業用財産の承継

事業承継税制では特例事業用資産の場合にこの資産等に関する贈与税・相続税相当が納税猶予となりました。では、特例税制を使わない場合はどのようにすれば良いでしょうか。２つの方法に集約されるかと思います。

⑴　事業用資産を譲渡する

事業用資産として建物・土地・機械・工具・車両等が想定されるかと思います。譲渡する場合は時価で譲渡することになります。所有者である先代経営者は譲渡所得税・消費税計算に留意が必要です。ケースバイケースですが、建物・機械・車両等は譲渡所得税が発生する事は少ないかと思います。一方、事業用土地を譲渡するとなると譲渡所得税も多額となりますし、消費税計算では非課税売上が多額に発生し、消費税額の納税額がいつもの年より多額に納税することになるかもしれません。事業用土地は譲渡せずに使用貸借として、相続時に後継者が引き継げばよいという話になるかと思います。この場合に注意が必要です。事業用宅地は相続時に特定事業用宅地に該当すれば400㎡まで評価額を８割下げる事ができます。従いまして、この特例計算が適用できれば、事業用土地だけ相続時に引き継げば良いこととなります。しかし先代経営者が存命中に事業を承継しかつ事業用土地について相続時に小規模宅地の特例を受けるには２つの前提があります。１つは事業用土地に事業に使用する建物があること。もう１つは先代経営者（被相続人）と同一生計の後継者（相続人）が事業を相続税の申告期限まで事業を引き続き行い、その事業用土地を所有し続けることで

す。

特定事業用宅地の特例は先代経営者(被相続人)が事業に使用していた不動産についても適用ができますので、後継者と先代経営者とが同一生計者に該当しない場合、多額の相続税が発生するのであれば急いで事業承継しない方が良いということになります。その理由は、先代経営者が事業を行っている時に亡くなられ、これを同一生計でない後継者がその事業用不動産を相続時に承継し相続税の申告期限まで事業を継続すれば、その土地は特例事業宅地として８割の評価減した価額で相続できるからです。話がややこしくなりました。事業承継を先代経営者が存命中に行うのか、相続時に行うのか迷われている方は以下の点について順番に検討されては如何でしょうか。なお、先代経営者が存命中に後継者に事業承継する場合、後継者が先代経営者からその事業用土地を使用貸借与する事が前提となります。

①　後継者が先代経営者と同一生計なのかどうか。

②　後継者が同一生計でない場合に先代経営者が存命中に事業承継すると､小規模宅地の特例(特定事業宅地）は適用できない。この場合に相続税額がどの程度の額になるか試算する。

③　後継者が同一生計でない場合に、相続時に事業承継すると、小規模宅地の特例（特定事業宅地）を適用できる可能性が高い。この場合の節税額がどの程度の額か試算する。(先代経営者が事業主の場合です)

④　相続時に後継者が先代経営者の事業主を引継ぐ場合と先代経営者の存命中に後継者が事業主となった場合との事業収支を試算する。(一般的に後継者が早く事業承継すると、事業収支が改善すると言われております。)

①から④の順番で検討した事をまとめますと、次のように整理できるかと思います。

⑤　(①から④の検討整理)

後継者が先代経営者と同一生計であり、相続時から相続税の申告期限まで事業を継続するのであれば、事業承継税制を使わなくても早く後継者が事業を引き継ぐのをお勧めします。後継者が別生計の場合、②と③とで相続時の税額負担額の差を計算します。②のケースが③のケースより税額負担が大きくなります。④の収支計算で②のケースの方が③のケースより収支が良くなる見込みがあるのであれば、個人版事業承継税制の適用を含めて検討されるのが良いかと思います。これにより相続時の税負担が解消します。

⑵　事業用資産を全て貸与する（使用貸借も含む）

～生計一の場合～

事業用資産を後継者に賃貸した場合、税務上、無償取引となります。先代経営者は事業用資産についての確定申告する必要はありません。不動産等の減価償却費や固定資産税等は後継者の確定申告で経費処理されます。

～生計別の場合～

事業用資産を後継者に賃貸した場合、先代は不動産収入を計上し、後継者は家賃等を必要経費に計上する必要があります。税務上、有償取引を行うのが原則です。先代経営者は、不動産収入から不動産等の減価償却費や固定資産税等の経費を控除した差額を所得として確定申告することとなります。では、無償取引にした場合はどうなるのでしょうか。先代経営者は収入も経費もない事になります。後継者は家賃や不動産の減価償却費を経費にはできません。固定資産税を後継者が支払っていればその分は経費計上が認められると考えます。

事業用資産の譲渡の場合と同様に個人の事業用財産について事業承継税制を適用せずに、相続時に特定事業用資産の特例（小規模宅地の特例）を使用して承継する事を含めて考えた場合、どのパターンが良いでしょうか。１の場合と同様に同一生計であれば、先代経営者の事業用資産を無償で借り、後継者が事業を承継し、先代経営者が亡くなった場合には特例事業宅地を適用して先代経営者の所有の事業用土地を相続できると思います。（１で検討した要件を相続時点で満たしていることが前提です）

では生計別の場合はどうでしょうか。相続時に

特定事業用資産の特例は適用できませんので、1の場合に記載した②・③・④を順番に検討し、相続時に承継するか、事前に後継者が事業承継を行い、事業承継税制を適用するかを検討してください。（あり得ないと思いますが、生計別で、先代経営者が存命中に後継者が事業承継し、相続時点で同一生計が認められても、事業用不動産について家賃を支払っていた場合は特定事業用宅地の特例が認められませんので、ご留意ください）

最後に、個人版事業承継税制において納税猶予となる特定事業用資産の内容及び相続時における小規模宅地の特例の特定事業用資産との違いについて紹介します。

～個人版事業承継税制の特定事業用資産の内容～

「特定事業用資産」とは、事業の用に供されていた資産で先代経営者等（先代経営者と生計一親族を含む）の贈与年（相続開始年）の前年の事業所得に係る青色申告書に添付される貸借対照表に計上されているものです。

なお、事業の用に供されていた資産には、先代経営者と生計を一にする親族が所有し、かつ先代経営者が事業の用に供していたものも含みます。種類として①宅地等②建物③減価償却資産となります。

① 宅地等：事業の用に供されていた土地又は土地の上に存する権利で、建物又は構築物の敷地の用に供されているものの内、棚卸資産に該当しないものです。なお、制限面積は400㎡以下です。

② 建物：事業の用に供されていた建物で棚卸資産に該当しないものです。なお、制限床面積は800㎡以下です。

③ 減価償却資産；ⅰ固定資産税が課税される償却資産（構築物、機械装置、器具備品、船舶等）ⅱ自動車税又は軽自動車税において、営業者の標準税率が適用される自動車等、その他これに準ずるものⅲ無形固定資産（特許権等）・生物（牛馬など）

～個人版事業承継税制と小規模宅地等の特例の違い～

個人版事業承継税制では、事前の事業計画策定が必要であり、適用期限（令和10年12月31日まで）が決められております。小規模宅地等の特例は事前計画も必要ありませんし、適用期限もありません。一方、対象資産については宅地等の400㎡までという点は同様ですが、建物や減価償却資産が対象となるのは個人版事業承継税制のみです。税務的特徴点としては、個人版事業承継税制は贈与等にも適応でき、対象資産の税額を100％納税猶予します。小規模宅地等の特例は相続時に適用され、課税価格を80％減額するものです。適用要件として事業継続が双方必要です。しかし、小規模宅地等の特例は申告期限まで事業継続すれば良いのですが、個人版事業承継税制では終身事業継続（後継者への免除対象贈与・死亡・一定の障害で猶予税額免除）が必要となります。今月は以上となります。ありがとうございました。

婚姻意思　その２（婚姻意思の内容をめぐって）

南山大学法学部教授　伊藤　司

１．はじめに

今回は、前回に引き続き婚姻意思の問題を検討していきたい。今回は、前回とは少し異なる問題の判例を検討するところから始めてみたい。それは婚姻意思の存在時期に関する２つの最高裁判決である。

⑴　２件の判決の紹介

判決Ⅰ　最高裁判所昭和44年４月３日判決民集23巻４号709頁

（事実）

Ａ男とＹ女は、昭和21年から40年の19年間にわたり事実上の夫婦として生活していた（この関係はいわゆる「内縁」と評価されるものであろう）。その後、昭和39年になってＡが肝硬変で入院し療養を続けていたが、余命幾ばくもないことを悟ったＡは、婚姻届の提出を考え、それを友人のＢに依頼した。Ｂは、Ａの依頼を受け、４月４日にＡの署名部分を代筆し、さらに捺印した婚姻届を作成し、それをＹに交付した。Ｙも、婚姻届の作成・提出に異論なく、翌４月５日午前８時半には、Ｙが自署し、すべての捺印をした婚姻届をＢに交付した。それを受け取ったＢは、直ちに婚姻届の提出しに行き、おそくとも午前９時10分までに届出が完了している。

ところが、４月４日より様態が急変していたＡは、４月４日朝より昏睡状態となって、意識不明であったが、そのまま翌４月５日午前10時20分に死亡してしまった。

このため、Ａの相続人Ｘ等は、この婚姻届は、Ａの意識不明という状態においてなされたもので無効であり、ＹはＡの配偶者ではない（したがってＡの遺産の相続人ではない）ことを主張して提訴した。

第１審裁判所は、本件婚姻届を有効なものと判断したが、原審は「本件婚姻は、その成立すなわち婚姻届出の時において、その一方の当事者であるＡに、意思能力がなかったことが明らかであるから、婚姻をなす合意があったという事ができ」ない、と判断して、婚姻届を無効とした。そこで、Ｙより上告された。

最高裁は、原審判決を破棄し、「本件婚姻届がＡの意思に基づいて作成され、同人がその作成当時婚姻意思を有していて、同人と上告人との間に事実上の夫婦共同生活関係が存続していたとすれば、その届書が当該係官に受理されるまでの間に同人が完全に昏睡状態に陥り、意識を失つたとしても、届書受理前に死亡した場合と異なり、届出書受理以前に翻意するなど婚姻の意思を失う特段の事情のないかぎり、右届書の受理によつて、本件婚姻は、有効に成立したものと解すべきである。」と判示して婚姻届を有効なものとした。

判決Ⅱ　最高裁判所昭和45年４月21日判決集民99号137頁（判時596号43頁）

（事実）

Ａ男とＹ女は、交際をしていたが、同棲はしていなかった。

昭和42年３月７日、Ａは入院することとなった。Ａは、入院中に、Ａの兄ＢとＹとに、婚姻届の作成に同意を求め、Ａの依頼によりＢが婚姻届につきＡの代筆をし、捺印後に、３月15日に婚姻届が提出された。しかし、同日の朝にはＡが大出血をし、瀕死の状態であり、同日午前10時30分に死亡した。

Ａの母ＸがＡとＹとの婚姻は無効であるとして、提訴したのが本件である。

原審は、ＡとＹとの婚姻は有効であると判断し、Ｘから上告された。

（判旨）

「将来婚姻することを目的に性的交渉を続けてきた者が、婚姻意思を有し、かつ、その意思に基づいて婚姻の届書を作成したときは、かりに届出の受理された当時意識を失っていたとしても、その受理前に翻意したなど特段の事情のないかぎり、右届書の受理により婚姻は有効に成立するものと解すべきであり」として、昭和44年４月３日の判例を引用し、「本件婚姻届書の作成および届出の経緯に関して原審の確定した諸般の事情のもとにおいては、本件婚姻の届出を有効とした原審の判断は相当である」として、本件婚姻届を有効と判断した。

⑵　判例の理解

この２つの判決をいかに理解するかが、まず問題となる。この２つの判決は。基本的に意識不明状態

でなされた婚姻届を「一定の要件」の下で有効と認めたものであるが、問題は、婚姻届を有効と認めてよい「一定の要件」とは何か、という点である。判決Ⅰからすると、①本件婚姻届がＡの意思に基づいて作成され、②同人がその作成当時婚姻意思を有していて、③同人と上告人との間に事実上の夫婦共同生活関係が存続していた、④届出書受理以前に翻意するなど婚姻の意思を失う特段の事情のない、のであれば、婚姻届は有効となると理解できる。しかしながら、判決Ⅱによれば、①、②、④は問題ないが、③の事実上夫婦共同生活関係の存在はないはずである。もちろん、交際の事実はあったにせよ、同棲もしておらず、「事実上の夫婦共同生活関係」はないものと理解せざるをえない。この２つの判決を比較して検討してみれば、③の要件は結論を左右するようなものではない（つまりは、これがなくても婚姻届は有効になる）と考えることができるであろう。非常に時期的に近い時期の２つの判決は、本来は同じルールを示しているものと理解できようが、この２つの判決は微妙に異なるルールを指し示しているようである。

この２つの判決の関係を正確に理解しようとすれば、実にいくつかの微妙な問題を考えかければならない。まず、注目すべきは、判決Ⅰは民集に登載された判決である一方、判決Ⅱは民集ではなく、最高裁判所裁判集民事99号137頁に登載されているという点である（同じものが判例時報にも登載されている）。この最高裁判所裁判集民事は、「最高裁判所の判決のうち、判例集に登載された裁判を含め、後日の参考となると思われるもの、特に多少なりとも先例としての意味があると思われるものをすべて収録している」、とされている[1]。とすれば、この判決Ⅱも先例としての価値はあるものと最高裁判所事務総局が考えていることを示唆している。とはいえ、民集に登載されている判例を変更するわけではないことが、この判決Ⅱが民集に登載されていない事実から推測することができる。つまり、最高裁が判例を変更したわけではなく、判決Ⅰで定立したルールをさらに明確化したものと考えるのが、最高裁のこの２つの判決についての考え方を正確に理解することになろう。とすれば、判決Ⅰで示された要件のうちで重要なのは、上述の①、②そして④の３つの要件であり、③はさして重要なものではないと理解できよう。このような理解を、最高裁も妥当と考えられるからこそ、判決ⅠとⅡの登載媒体の違いを説明できることにもなる。

⑶　学説の検討

このような判例理解を前提として、それに対する学説を検討してみよう。かつては判決Ⅰを根拠に、最高裁は「事実上の夫婦共同生活関係」を重要視しているとの理解が、かつての通説を支持する立場から登場してきた[2]。しかし、問題はかつての通説にあったのであり、事実上の家族関係を重要視することが本当に妥当であるのかが、その後の学説により疑問視され、現在は事実上の家族関係はそれほど重要でない、という考え方が多数を占めるようになってきている[3]。

では、「事実上の夫婦共同生活関係」以外の要件から、何を読み取るのか。判決ⅠとⅡからは、どちらも意識不明になる前におけるＡの婚姻成立にむけた意思がはっきりしており、しかもそれを翻意したという事実もないから、それを尊重すべきである。しかも、その意思は届出作成時にあれば十分で、実際の届出時に存在する必要はないということになる。以前の学説はこの点を明確に区別してはいなかった[4]。だが、最高裁は明確にこの２つを区別しており、この２つの判例からは、最高裁の上述のルールを定立しようという意図が読み取れよう。ここで、留意すべきは、届出作成時が、婚姻の成立時であって、届出時ではないという理解を否定はしないものの、そのように最高裁が判断しているという点をこの２つの判決から読み取ろうとするのは、やや行き過ぎだという点である。この点についての最高裁の見解は明確ではなく、明らかとはなっていないと理解するべきであろう。

とはいえ、この問題を検討することは無駄なことではない。婚姻の成立はいつの時点となるかの問題ということになる。この問題は、①婚姻の成立は、婚姻届出作成時であり、届出はその報告と理解する。そうすれば、婚姻はすでに婚姻届作成時に成立し、届出はそれを報告的になされるだけだとすれば、届出がたまたま意識不明後になっても婚姻は成立していることに変わりはない[5]。あるいは、②婚姻届出時に婚姻が成立し、婚姻届出作成時には未だ婚姻は成立していない。そうすれば、婚姻届出時に意識不明となっていたときは、婚姻は成立しない[6]。この２つの可能性があることになろう。

論理的には上記２つの可能性があろうが、この①②につきいずれにするかにつき、こちらでなければならない点というようなことはなく、特に優劣が存在しないとすると、結局は、実体としては「社会観念上夫婦であると認められる関係」の存在は非常に

疑わしい男女間においても婚姻の成立を認める必要があるか。この必要を認めるとすれば、このことは結局、生存した相手方に配偶者相続権を認めるという効果を認めるべきかどうか、という問題をいかに考えるか、という点に帰着しよう。このように、判例に出てきた事案のように短時間のみの婚姻となることが予想される事態のもとでの婚姻届がなされ、実際にその婚姻は短時間で終了することになったという事実のもとで、この婚姻届を有効なものとして認めて良いかという問題（いわゆる「臨終婚」の問題）が残ることになる。この臨終婚を認めるという最高裁の結論（今回紹介した判例）を支持するとするならば、当然この点が、前回問題とした婚姻意思の問題とどういう関係に立つのかが問題となろう。最後にこの点を検討していきたい。

⑷　婚姻意思をどう考えるべきか

前回の婚姻意思の内容の検討からは、３つの考え方それぞれに問題点が存し、簡単には優劣を判断できないことを指摘した。今回検討してきた判例の結論と合わせ考えてみると、実質的意思説とは今回の判例があまり適合しないことがわかる。すなわち、実質的意思説の考え方と、今回の判例で認められた臨終婚を有効な婚姻として理解する考え方とは、適合的に説明するには困難が伴うからである。さらに、届出意思説は、今回の臨終婚もあまり無理なく説明できるが、前回指摘したように、婚姻の内容を特に問題としないとすれば、婚姻届を作成する意思さえあれば、どのような関係をも婚姻と認めることになりかねない欠点をどうするのかという前回指摘した問題点が残ることになろう。むしろ、法律的定型説と今回の判決の臨終婚は、適合的に説明可能である。すなわち、相手に配偶者相続権を得させる目的のための婚姻（これが臨終婚である）を有効なものとして認める、という今回の判例の考え方と、法律的定型説から婚姻の重要な効果として、配偶者に配偶者相続権を認めるということを考えるのであれば、まさにこれこそ、法律的定型説の結論と矛盾しないからである。

このように、法律的定型説は、前回と今回の判例を矛盾なく説明できることになろう。もちろん、この説についても、前回説明したような難点が存していることはかわらない。しかし、この説の方がより難点が少ないように思われる。

⑸　残された問題

残された問題として、判例のように、届出時に意識不明だったのではなく、届出時にすでに死亡していた場合はどうなるか、という問題がある。この点は、判決Ⅰの判決文では明確に否定されているとみることができるが、判決Ⅱでは明確ではない。この点から２つの可能性があることになる。すなわち、判決Ⅰで明確に否定され、判決Ⅱも判決Ⅰを踏襲しているのだから、最高裁は現在でも、届出時に一方がすでに死亡したような場合は婚姻不成立と理解できる、とする。もう一つの可能性は、判決Ⅱは判決Ⅰの結論では一致しているものの、その判決文からは明確に一方の死亡の場合については態度決定をしていない。という理解である。そこで、一部の学説には、一方の死亡の場合にも有効に婚姻が成立すると考えるものもある[7]。この点も、２つの可能性のどちらもあり得ることになるが、私見では、一方が死亡したような場合には、すでに死亡した人について相続が開始されているわけであり、その人にあとから配偶者が現れても、同時存在の原則によりその人が相続人となることは考えにくいことになる。この点については、婚姻届作成時に婚姻が成立するとの解釈をとるほかはないが、上述のようにその解釈に可能性はあるものの、最高裁が明確にその解釈を認めているわけではなく、学説上は難点も指摘されている以上、その解釈をとることには簡単に賛同できない。そのため、現在の最高裁も、一方の死亡後には婚姻は成立しないと考えている、と理解するのが妥当であろう。

これまで２回にわたって、婚姻意思の問題を考えてきたが、この問題だけとってもまだまだ解決されていない謎が多く残っている。しかし、次回はこの問題を離れて別の問題を考えてみたい。

1　中野次雄編『判例とその読み方　改訂版』（有斐閣2002年）107頁参照。
2　たとえば、利谷信義「身分行為の意思（性格・存在期間）」ジュリ500号194頁（1972年）参照。
3　窪田充見『家族法』（有斐閣2011年）28頁参照。
4　代表として我妻栄『親族法』（有斐閣1961年）17頁がある。
5　加藤一郎「身分行為と届出」『家族法の諸問題』（有斐閣1952年）531頁を嚆矢とする。
6　中川善之助『新訂親族法』（青林書院新社1965年）195頁を代表例とする。
7　注５の加藤一郎論文の考え方である。

お知らせコーナー

研修会動画一覧

ライブラリ研修　：会館にて視聴していただきます。次頁のライブラリ研修申込書によりお申込みください。
オンデマンド研修：愛知会ホームページの【会員ページ】－【ライブラリ】－【研修会ライブラリ】にて各自で視聴してください。

（令和４年５月25日現在）

	部	番号	年　月　日	内　　容	ライブラリ研修【会館】	オンデマンド研修【ホームページ】
1	総務部	525	H28．2.23	行政書士制度65周年記念講演	○	○
2		546	H30.12．6	被災者支援に関する研修会	○	○
3	建設環境部	530	H28．8.31	愛知県の平成28年度廃棄物行政について 第１部　産業廃棄物関係の許認可手続き等について 第２部　産業廃棄物の監視業務について	○	×
4		531	H28．9.27	産業廃棄物収集運搬業許可申請について（入門編）	○	×
5		555	R 1．9.26	初心者向け業務研修会（廃棄物処理業関係業務）	○	○
6		573	R 2．9.23	コロナ禍における建設業許可申請・届出について	○	○
7		579	R 3．1.21	建設業許可申請と経営事項審査についての研修会	○	○
8		594	R 3．9.29	建設環境部初心者向け業務研修会	○	○
9		607	R 4．2．7	初心者向け建設業許可申請についての研修会	○	○
10	運輸交通部	551	H29．1.23	自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）研修会	○	○
11		595	R 3.10．4	運輸交通部初心者向け研修会	○	○
12		599	R 3.11.29	運輸交通部業務研修会	○	○
13	国際部	486	H26．2.21	国際業務部門 帰化・相続手続きにおける韓国除籍等収集方法と見方	○	○
14		509	H26.12.25	はじめての国際法１	○	○
15		510	H27．2.18	はじめての国際法２	○	○
16		517	H27.11.24	出入国管理行政と日本型移民国家構想	○	○
17		521	H28．1.28	初心者向け研修（在留資格認定申請書の書き方）	○	○
18		526	H28．3．7	国際私法の考え方～相続と遺言について～	○	○
19		528	H28．4.25	国際私法の考え方～婚姻と離婚について～	○	○
20		536	H29.11.16	国際業務部門研修会 ①国家戦略特区（外国人創業活動促進事業）について ②在留資格「経営・管理」のポイント	○	○
21		540	H30．2.27	技能実習法の実務についての研修会（法人経営部と合同）	○	○
22		542	H30．3.19	国際業務初心者向け研修会 （永住許可申請について、パスポートの見方）	○	○
23		547	H31．2.21	国際業務研修会（フィリピン人の再婚と重婚問題）	○	○
24		549	H31．3．8	在留資格「特定技能」に関する研修会	○	○
25		558	R 1.11.18	国際私法に関する研修会	○	○
26		563	R 2．1.22	国際・私法部業務研修会	○	○
27		562	R 2．2.28	特定技能に関する研修会	○	○
28		578	R 2.12．3	初心者中級者向け入管国際業務研修会資料	○	○
29		600	R 3.11.25	国際部初心者向け業務研修会	○	○

	部	番号	年　月　日	内　　容	ライブラリ研修【会館】	オンデマンド研修【ホームページ】
30	私法部	420	H24．2.25	私法業務基礎研修会（初心者のための遺言作成実務基礎講座）	○	○
31		488	H26．3.17	私法業務部門研修会（遺産分割協議書の書き方）	○	○
32		504	H26.12．4	行政書士が知っておくべき相続税の基礎知識	○	○
33		534	H29．8.28 H29．9．4	法定相続情報証明制度研修会 第２部　戸籍の見方・相続関係図の書き方	○	○
34		539	H30．2.22 H30．3．1	民事信託についての研修会（企画情報部と合同）	○	○
35		554	R 1．9．9	債権各論　契約に関する研修会	○	○
36		571	R 2．8.24	戸籍の見方に関する研修会	○	○
37		591	R 3．9．2	事業承継に関する研修会	○	○
38		602	R 3.12．7	民法（相続法）改正に関する研修会	○	○
39		608	R 4．2.16	特定行政書士ブラッシュアップ研修会 ※特定行政書士会員のみ受講可	○	×
40		610	R 4．3.14	私法部初心者向け研修会	○	○
41	土地利用部	552	R 1．8.26	初心者向け土地利用業務研修会	○	○
42		559	R 1.11.22	都市計画法概要と愛知県開発審査会基準（主に第16号）について	○	○
43		565	R 2．2.19	農地法許可の審査基準についての研修会	○	○
44		570	R 2．7.13	不動産に関わる業務手続きについての研修会	○	○
45		575	R 2.10.26	都市計画法［第34条１号許可］についての研修会	○	○
46		582	R 3．2.15	農地法及び土木設計の基礎知識についての研修会	○	○
47		596	R 3.10.27	一から始める土地に関する研修会	○	○
48		603	R 3.12.17	都市計画法概要及び愛知県開発審査会基準分家住宅の研修会	○	○
49		609	R 4．2.22	農地法第４条５条許可申請書の書き方及び 建築条件付売買予定地の取扱いについての研修会	○	○
50	法人経営部	425	H24．6.28	種苗法における品種登録と出願実務について	○	○
51		445	H24．9.24	告訴・告発状の作成の仕方についての研修会	○	○
52		511	H27．2.12	医療法人の設立について	○	×
53		537	H29.11.24	ドローン等（無人航空機）飛行許可・承認申請手続きについて	○	○
54		540	H30．2.27	技能実習法の実務についての研修会（国際・私法部と合同）	○	○
55		541	H30．3.16	オーファンワークスについての研修会 ～著作権業務の可能性～	○	○
56		564	R 2．2.10	HACCP研修会	○	×
57		576	R 2.11.16	SDGs時代における行政書士の役割と可能性についての研修会【１回目】	○	○
58		580	R 3．1.27	SDGs時代における行政書士の役割と可能性についての研修会【２回目】	○	○
59		584	R 3．3.23	初心者向け風俗営業申請手続研修会	○	○
60		585	R 3．5.18	改正食品衛生法研修会	○	○
61		590	R 3．8.27	初心者向け風俗営業・古物営業許可申請に関する研修会	○	○
62		604	R 3.11.12	CADによる図面作成（基本的操作の出来る方対象）研修会	○	○
63		605	R 4．1.28	著作権に関する研修会	○	○

ライブラリ研修申込書

令和　　年　　月　　日

愛知県行政書士会会長　殿

申込者	氏　名		
	支　部	支部	事務所TEL・FAX
	会員番号		TEL（　　）　　—
	メールアドレス		FAX（　　）　　—

下記のとおり、研修会視聴を申込みます。

視聴希望日時	番号	研修開催日	内　容	備考
（例）　令和○年○月○日▽時	531	平成28．9.27	産業廃棄物収集運搬業許可申請について（入門編）	

誓約事項

1．　お借りした研修会媒体の複写・撮影等は、絶対いたしません。

【ライブラリ研修要領】

視聴場所	会館会議室
視聴時間	10時から17時まで（受付時間10時～12時、13時～15時）
研修内容一覧	別紙、ご参照ください。
視聴申込み	視聴希望日の７日前までにFAX（052-932-3647）にて申込みください。
	（視聴機器の台数に限りがありますので希望日を変更いただくことがあります）
キャンセル	予約を取り消す場合は、事務局までご連絡ください。
利用上の注意	1．　視聴のためにご来館されたときは、事務局までお越しください。
	2．　視聴できる研修会は愛知県行政書士会所蔵のものに限ります。
	3．　館外への持出、貸出、持込による視聴はできません。
	4．　視聴覚室の使用については、事務局職員の指示に従って頂き、注意を守らない場合は
	退出して頂く場合があります。

※定員オーバー等でお断りする場合のみ、その旨ご連絡いたします。

※愛知会ホームページhttp://www.aichi-gyosei.or.jp/の会員ページ「研修会ライブラリ」でオンデマンド可能な研修会もございますのでご利用ください。

会受領印欄	

業務相談会のお知らせ

◎相談を希望される方は、次ページ申込書をご利用ください。

初心者向け建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請相談会

【建設業関係業務相談会】　建設環境部

内　容　　建設業許可、経営事項審査等の建設業関係業務について
開催日　　毎月第４木曜日（祝日の場合は第３木曜日に開催）
時　間　　午後１時30分

【産廃（収運）業許可申請相談会】

内　容　　産業廃棄物収集運搬業許可について
開催日　　毎月第４木曜日（祝日の場合は第３木曜日に開催）
時　間　　午後１時30分

※どちらもこれから業務を始める方等を対象とした初歩の相談を予定しております。

運輸関係業務相談会

内　容　　自動車登録（車庫証明含む）について　運輸交通部
開催日　　毎月第１水曜日
時　間　　午後１時30分　※初心者対象

初心者向け業務相談会

内　容　　国際業務について　国際部
開催日　　毎月第２水曜日
時　間　　午後２時30分から一人50分程度　※初心者対象

初心者向け土地利用関係業務相談会

内　容　　農地転用許可、開発許可、建築許可等について　土地利用部
開催日　　毎月第２水曜日
時　間　　午後１時30分から４時まで

※初心者対象、土地利用の業務は地域によって許可基準が異なる場合がありますので、相談内容に関する資料をお持ちください。

初心者向け書類作成相談会

内　容　　風俗営業許可申請、株式会社設立（法人登記以外）に限定　法人経営部
開催日　　毎月第１水曜日
時　間　　午後２時から４時まで　※初心者対象

初心者向け業務相談会

内　容　　私法業務について　私法部
開催日　　毎月第２水曜日
時　間　　午後２時30分から一人50分程度　※初心者対象

令和４年７月１日

会　員　各　位

建　設　環　境　部
運　輸　交　通　部
国　　際　　部
土　地　利　用　部
法　人　経　営　部
私　　法　　部

時下、ますますご健勝のこととお喜び申しあげます。

今年度、業務相談会を下記のように開催いたしますので、希望者の方は、この様式にてFAXでお申し込みください。なお、各業務相談会の開催日の７日前が締切です。

業務相談会申込書

該当する相談会に○印をしてください。

- 建設環境部　業務相談会【建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請】
- 運輸交通部　運輸交通関係業務相談会
- 国　際　部　初心者向け業務相談会
- 土地利用部　初心者向け土地利用関係業務相談会
- 法人経営部　初心者向け書類作成相談会【風俗営業許可申請･株式会社設立(法人登記以外)に限定】
- 私　法　部　初心者向け業務相談会

支　　部		会員番号	
氏　　名			
開 催 日	月　　日（　　）	電話番号	
相談内容 （詳細を具体的にお書きください。）			

愛知県行政書士会　ＦＡＸ　052-932-3647

会員訪問記

豊田支部：小川　一斗志会員

会報委員　田守　瞳



今回は、豊田支部建設環境部部長である小川一斗志会員の事務所を訪問し、お話を伺いました。

―開業のきっかけは？

30歳まで美容師をやっていました。父が行政書士事務所をやっていたので、継ぐために事務所に入りました。

―取扱業務は？

建設業関係全般ですが、特に力を入れているのが経営事項審査です。経営事項審査の会社については１社も失注したことがないですね。

許可や終了届だけに比べると難易度や知識の量は多いのですが、新しい情報のアンテナを張ってより深く学ぶ努力をしています。経営事項審査の方が、提案することやアドバイスをすることが多いので、やりがいを感じます。

―業務を受ける上で気を付けているポイントは？

顧客が何を求めているかということを気にしています。例えば、同じ業務でも顧客の求めていることは違っていて、手間がかかる部分だけを補ってほしいという方もいれば、アドバイスが欲しいという方もいるので、その顧客に合った対応をするように気を付けています。

―今後気になる業務は？

建設キャリアアップシステムですね。国交省は、全ての現場にシステムの導入をすることを目標にしています。現状では全ての現場に設置していないですが、これからハウスメーカーや公共工事の現場などに波及していくことが予想されるので、その時にお手伝いしたいと考えています。

―理想の行政書士像は？

顧客にとって必要な存在、いなくなったら困る存在ですね。

―始めたばかりの行政書士へのアドバイス

色々な実務本を読んだり、セミナーに参加することも大事ですけれど、座学ではなく動くことが重要ですね。座学で得られる知識は限りがあるので、最初は緊張しますが、現場に出てお客さんと接しないとわからないですね。

アウトプットとインプットのバランスを意識しながらやるといいですね。私たちの知識は、テストを受けるための知識ではなく、お客さんのための知識なので、実践で披露しなければならないです。

ご多忙の中、お時間を割いていただきありがとうございました。小川会員は、親切で親しみやすく、顧客のことを第一に考えるお人柄でした。小川会員の今後の益々のご健康とご活躍を祈念いたします。

各支部 研修会 の ご案内

岡崎支部主催研修会のご案内

1．研修会タイトル：コンプライアンス等の研修会「職業倫理と業際」

2．開催日時：令和４年７月19日㈫

午後２時～４時　受付開始：午後１時30分～

3．研修会場：岡崎市竜美丘会館　501会議室

（所在地　岡崎市明大寺町５番地１）

4．研修内容：行政書士に必要とされる職業倫理と業際についての解説

5．講　　師：岡崎支部　鍋田　建治（元愛知県行政書士会副会長）

6．受講形式：①会場へ来場：定員30名（先着順）（補助者は不可）

研修資料は当日配布します。（無料）

②Zoomライブ配信：開催日の数日前にFAXにてZoomウェビナー

ID、研修資料の確認方法等を連絡致します。

7．申込方法：７月８日㈮までに下記申込書に必要事項を記入のうえ

岡崎支部FAX　0564－83－5955　までお申し込みください。

申込書

7月19日開催の岡崎支部　コンプライアンス研修会申込書

①、②どちらかを○で囲んで下さい

① 竜美丘会館へ来場して参加　・　② Zoomライブ配信で参加

支部名：	氏　名：
ＴＥＬ：	ＦＡＸ：

支部だより

中央支部　令和３年度第２回法人経営業務部会研修会

会報委員　梅村　晃士

日　時　令和４年３月29日㈫
　　午後２時～３時
場　所　ライブ配信
講　師　中央支部　大野　貴史会員
テーマ　『初心者向け風俗営業許可申請業務について－入門編－』
出席者　10名

中央支部の令和３年度第２回法人経営業務部会研修会は、本会の法人経営業務部もご担当されており風俗営業許可申請業務にも精通していらっしゃる中央支部所属の大野貴史会員に講師をお引き受けいただき、「初心者向け風俗営業許可申請業務について－入門編－」についてライブ配信にて講義をしていただきました。

はじめにご挨拶の後、ご準備いただいた資料に沿ってまずは風営適正化法による許可及び届出の対象となる営業の種類について所々具体例を挙げながらわかりやすくご説明していただきました。また愛知県条例の規制を受ける営業の種類など細かい部分についても整理しながらご紹介いただきました。次に許可申請の手続きの流れについてご説明いただき、特に人的・場所的・構造的要件を満たしているかを確認する上で注意すべき点、許可を受けられない場合の種類について詳しくご紹介いただきました。そして実際に申請する窓口や手数料、許可申請に必要な書類について、途中質疑応答を挟みながらご説明いただき、最後に申請者本人も申請の際に同席が必要なことや実査ではかなり細かく見られるので周到に現地調査をして作図することが重要であること、許可後も事情が変更した場合に必要な手続きがあることなど実務的なアドバイスもしていただきながら終了時刻となりました。中央支部では特にニーズの多い業務分野でもありますので、今回の研修会を皆様の日々の業務にお役立ていただければ幸いです。

岡崎支部　令和４年度定時総会

会報委員　伊東　毅

日　　時　令和４年５月７日㈯
　　午前10時～11時
場　　所　岡崎市竜美丘会館　501会議室
会員総数　197名
出席者数　120名
（内訳　当日出席　14名　委任状　106名）



岡崎支部定時総会が開催されました。司会を務める金岩正雄副支部長の開会の辞で始まりました。

米村篤史支部長の挨拶に続いて、澤入敏治会員が議長に指名され、議事に入りました。

増田尚也副支部長より令和３年度の会務の報告、米村支部長より決算の報告がありました。その後、鍋田建治会計監事から監査結果が適正である旨が報告されました。

続いて、令和４年度の事業計画と予算案が上程され、米村支部長よりその趣旨が説明されました。

具体的な取り組みとしては、各無料相談会を通じて市民との接点を増やすことで行政書士の知名度を向上させること、公益活動として岡崎市空家等対策協議会などの行政機関の委員会・審議会等に積極的に参加していくことなどです。

以上全ての議案は、可決承認されました。

最後に祝文の披露と支部役員の紹介がなされ、定時総会は終了しました。

東名支部 建設環境部研修会

会報委員　服部　弘美

日　時　令和４年３月17日㈭
　　午後４時～６時
場　所　オンライン配信
講　師　ワイズ公共データシステム株式会社
　　荻原様、西方様
テーマ　『2022年度　経審改正の方向性』
出席者　８名

今回の東名支部建設環境部の研修会は、ワイズ公共データシステム株式会社の荻原様、西方様に講師をお引き受けいただき、「2022年度経審改正の方向性」についてZoomを使用したオンライン配信にて講義をして頂きました。

講義前半では、まず「経営事項審査の概要」として①経営状況分析申請から経営事項審査までの流れ②総合評点（Ｐ点）の算出構成項目および構成割合③社会性（W点）の評価項目と配点、などについてご説明頂きました。

講義後半は「経営事項審査改正の視点」をポイントに経審改正の方向性について、次の①～⑤の項目を資料に沿って細かく解説していただきました。

① CCUS（建設キャリアアップシステム）の導入背景と利用状況
② WLB（ワークライフバランス）に関する取組が評価対象になる点
③ 地域防災の観点から評価対象として追加された建設機械
④ 環境への配慮に関する取組の評価対象として想定されている「エコアクション21」
⑤ 監理技術者講習の有効期限の見直し、技術検定制度の見直し

経審の審査基準は社会の変化に応じて改正されていきますが､今回の改正では建設業の抱える課題(人材育成や確保、長時間労働の削減等）や社会が抱える問題（自然災害への対応、環境への配慮等）など、まさに今の時代背景を反映させたものであると実感しました。

ボリュームたっぷりの講義内容でしたが、前半後半ともに聴講者が聞き取りやすいようにゆっくり丁寧にお話くださり、初心者にも大変分りやすく充実した研修会となりました。

ちょっとひと息 「品種登録」～願書の書き方編～

Q 出願者が複数人いるのですが、どの欄に記載すればいいですか。

A まず、筆頭の出願者を願書様式の２枚目に記載し、２人目以降の出願者は別紙様式に記載してください。

Q 出願する２年前に、試験栽培のため近所の農家に栽培を委託しました。この場合は未譲渡性の要件を満たさないことになりますか。

A 出願品種の種苗又は収穫物が、日本国内において、出願日から１年さかのぼった日より前に業として譲渡された場合であっても、当該譲渡が試験または研究のための譲渡の場合（試験研究目的の譲渡）であれば、未譲渡性の要件に問題はありません。単に栽培を委託しただけの場合には、どのような項目について試験を行うのか、試験に提供した植物体、栽培の結果得られる収穫物がどのように処分されるか等の事情が明確ではないため、試験研究目的の譲渡と判断されないことがあります。試験のための栽培を委託する場合には、提供した植物体、栽培の結果得られる収穫物の処分方法等を契約書等で取り決め、栽培の結果得られた試験データを整理するなど、試験のための譲渡であることを証明できるようにしておくことが必要です。

出典：農林水産省HP「品種登録ホームページ」より

東三支部　令和３年度土地利用部会第２回研修会

会報委員　山崎　仁

日　時　令和４年３月23日㈬
　　午後１時30分～４時
場　所　カリオンビル（豊橋市民センター）６階多目的ホール
講　師　市川　雅敏会員（東三支部）
テーマ　『「分家住宅の建築」における要点整理と申請者、建築業者、不動産業者とのコミュニケーションづくり』
出席者　31名



今回の土地利用部会の研修会は、市川雅敏会員を講師にお招きし、『「分家住宅の建築」（豊橋市開発審査会基準第１号）における要点整理と申請者、建築業者、不動産業者とのコミュニケーションづくり』について講義をしていただきました。

前半は豊橋市開発審査会基準の変更について、①分家制度を分かり易く、認めて来た諸運用を明文化②「本家なくして分家なし」の終焉③線引き後居住の親を持つ子の分家適当（３親等内の継続性）④「指定既存集落」など取り扱い用語の定義明文化、という要点を資料に沿って丁寧に解説していただきました。

後半は分家案件を通じた申請者、建設＆不動産業者とのコミュニケーションづくりについて、仕事獲得のきっかけから他士業との連携、申請者の親族まで含めた信頼関係の維持・発展まで、市川会員の豊富な経験に基づいた解説をしていただき、全体を通して大変有意義な講義となりました。

久々の対面形式での開催で、とても活気ある研修会となりました。今後コロナ禍が収束に向かい、対面形式の研修会が増えることを心より願います。

碧海支部　令和３年度研修会

会報委員　佐野　佳見

日　時　令和４年４月11日㈪
　　午後３時30分～５時
場　所　刈谷市産業振興センター　小ホール
テーマ　『デジタルと行政書士－政府の政策と法律から』
講　師　中央支部　竹田　勲会員



令和３年度２回目の碧海支部、支部研修会として、中央支部の竹田勲会員をお迎えして、「デジタルと行政書士－政府の政策と法律から」という内容で研修会を実施いたしました。前回の研修より約３カ月ぶりの研修会開催となりましたが、19名の会員が参加しました。

竹田勲会員は日本行政書士政治連盟の副会長を務め最前線で活動されており、今回の研修ではデジタル庁等中央省庁における行政デジタル化に向けた動き等について、資料を用いてわかりやすく説明いただきました。会員は熱心に講義を聞きながら、真剣にメモを取り受講していました。

新型コロナウィルス感染症拡大防止による許認可申請の郵送受付開始といった流れやデジタル化推進に伴う押印廃止の流れの中で、また、デジタル化によって、許認可申請そのものがなくなることもあるかもしれないという時代の流れの中で、どのように今後仕事をしていくべきかといった、実際に仕事をしていく上でとても参考になるお話を聞くことができました。

質問も活発に出ており、大変有意義な研修となりました。

名古屋支部　4月・5月 無料相談会

会報委員　川津　拓也

日　時　令和４年４月19日㈫
　　午後１時～４時
日　時　令和４年５月17日㈫
　　午後１時～４時
場　所　中村生涯学習センター
相談員　合計10名



名古屋支部が毎月第三火曜日に中村生涯学習センターにて開催しております常設無料相談会を４月、５月にも開催致しました。

４月から新年度が始まり、新しい環境を迎えた方が多いからなのか４月と５月ともに平月よりも多くの相談者様がいらっしゃいました。

相談の内訳としては相続や遺言に関する内容が多く、この点については平月と変わりは無かったのですが、これまでには少なかった相談が複数ありました。その内容としては会社の取り引きに用いる契約書や建設業許可の経審、許認可に関する相談といった事業や会社経営に関連する内容です。

これまでに少なかった相談が増えた理由としては時期やタイミングもあるかと思いますが、この常設無料相談会のPR方法において新たな媒体を利用するなどの試みを行っており、その成果として行政書士業務の幅の広さやどのような相談に対応出来るのかといった部分も知られるようになってきたのではないかと思います。

相談件数がただ増えたというだけではなく、これまでとは違った分野の相談も増えた事は行政書士業務の周知という点からも非常に良い傾向ではないかと思います。

東三支部　令和４年度 第１回幹事会

会報委員　山崎　仁

日　時　令和４年４月19日㈫
　　午後３時～４時30分
場　所　東三支部事務局をホストとしたオンライン配信
出席者　31名



令和４年度第１回目の東三支部幹事会も前回と同様に、新型コロナウイルスの感染拡大防止のためオンラインによる開催となりました。

始めに水野悠副支部長による出席者数確認の後、青山貴洋支部長より本幹事会成立の報告、議事録署名者の指名に続き、５月13日開催予定の令和４年度定時総会資料を確認しながらの進行となりました。

各部の令和３年度の会務経過報告、収支決算報告へと続き、勝昭彦・杉浦庸祐両監事より会計監査報告及び業務監査報告がありました。

続いて水野副支部長より本会会則改正に伴う支部規則改正案についての詳細説明がありました。

その後各部の令和４年度事業計画案、収支予算案、各業務部会からの令和３年度事業経過報告及び令和４年度事業計画発表がありました。

質疑応答及び総括では、無料相談会における電話対応の方法についての質問や支部規則改正案についての修正案、会員への支部規則冊子配布についての提案等、活発な意見が飛び交い、無事に閉会となりました。

今回の幹事会は令和４年度定時総会に向けたリハーサルという意味合いを含んだ内容となりました。約２週間後に迫った定時総会も滞りなく開催できることを切望いたします。

知多支部　令和４年度定時総会

知多支部　河原　宏

日　時　令和４年４月22日㈮
　　午後３時30分～４時30分
場　所　半田商工会議所　大ホール



知多支部令和４年度定時総会が半田商工会議所大ホールにて開催されました。出席者156人（内委任状111人）

定刻になり、権田浩輔会員の司会進行のもと、森副支部長の開会の言葉により開会し、山木副支部長の行政書士倫理綱領の朗読、支部長挨拶、慶祝金贈呈が行われました。続いて議長に菅沼知生会員、副議長に間瀬洋平会員が選任され、報告事項及び審議事項に審理にはいりました。

令和３年度会務経過報告の件
第１号議案　令和３年度会計決算報告と承認の件
第２号議案　災害対応用基金の創設承認の件
第３号議案　令和４年度事業計画承認の件
第４号議案　令和４年度会計予算承認の件
以上の報告及び議案が上程されました。

本年度は、第２号議案で災害対応用基金の創設が上程されました。知多支部は知多半島の５市５町との間に災害時に市町の要請により、行政書士が市町で行政書士業務等を無料で協力する協定を締結しています。そこで、この事業に必要な基金の創設が急務でした。

第２号議案につき森副支部長から丁寧な説明がなされ承認されました。これにより、災害時に支部会員の市町での手続き業務等へ協力がとれる態勢ができました。

また、他の報告及び各議案についても滞りなく承認されました。これで報告事項及び審議事項の審理が終了し、議長、副議長が退席しました。議長さん副議長さんご苦労様でした。

最後に、新入会員の自己紹介がなされたあと、副支部長山木会員の閉会の言葉で無事閉会になりました。

今年も懇親会は中止で、これで３年連続です。今年は出席者に（豪華？）持ち帰り弁当が用意されました。来年は会員の皆さんとワイワイとやりたいですね。

ちょっとひと息　「品種登録」～願書の書き方編～

Q 中国の法人です。出願書の住所は中国で使用している漢字で記載すればいいですか。

A 中国で使用されている漢字については、日本で使用されていない字もありますので、漢字を使用しない国への出願と同じように、出願者の住所及び氏名（法人名）につきましては、表音をローマ字表記で記載してください。

Q 出願者が法人で育成者がその法人の従業員である場合、出願品種の育成者は出願者と同一ということになりますか。

A 使用者と従業者という立場になりますので同一ではありません。したがって願書様式の５．⑴は、「出願者と異なる」の欄にチェックしてください。なお、この場合、育成者から出願者への承継の書面または職務育成品種であることの証明書の添付が必要となります。

出典：農林水産省HP「品種登録ホームページ」より

昭和支部 令和４年度定時総会

会報委員　中津留　太郎

日　時　令和４年４月23日㈯
　　午後３時～３時50分
場　所　愛知県行政書士会館３階ABC会議室
出席者　18名（委任状提出者108名）



上記の日程で令和４年度の昭和支部定時総会が開催されました。

定刻に松岡美喜子会員の司会進行で始まり、武譲二副支部長の開会の辞、志水正芳支部長の挨拶と続き、議長に西岡貴史会員、副議長に岩木良太会員が選任され、議事に入りました。

前年度の活動報告及び決算・監査報告、本年度の計画及び予算案の全４議案が審議されました。各議案について執行部による説明がなされた後、事前配布の質問書に記載された質問に回答する形式での質疑応答を経て採決が行われました。いずれの議案も賛成多数により原案どおり承認可決されました。

定時総会は午後３時50分に松葉豪副支部長の閉会の辞をもって終了、その後解散となりました。

今回も一昨年、昨年と同様、新型コロナウイルス感染症の影響により、来賓の臨席及び懇親会は中止とされ、参加人数削減、開催時間短縮という基本方針の下、感染予防対策を講じた上での実施となりました。

来年こそは多くの会員が出席しての定時総会と懇親会を開催できることを心より期待します。

尾北支部 令和４年度定時総会

会報委員　森　優子

日　　時　令和４年４月23日㈯
　　午後４時～５時
場　　所　臨江館
　　犬山市大字犬山字西大門先８番地１
総会員数　99名　　出席者　30名　　委任状　32名



尾北支部令和４年度定時総会が上記日程で開会されました。

今年度総会は、日常の一部となった感染予防対策を施しながら多くの会員に参加していただくことができました。

髙田支部長は新人会員の交流の場が減少していることを日頃から気にされており、冒頭のあいさつの後、参加された新人会員の紹介と一言をいただき総会は始まりました。

議事に対する質問は、事前に受付をする方式を数年前からとっており感染症対策はもちろん、議事進行も円滑に進みすべての議案が無事可決承認され、閉会となりました。

総会終了後は３年ぶりに懇親会を開催しました。会員同士の距離を保ち、マスク着用ではありましたが会員それぞれ有意義な時間を過ごせたのではないでしょうか。

今年度もコロナ禍は続くと予想されますが役員一同、支部行事開催に向け努力をしていきたいと思います。

尾張支部 令和４年度定時総会

会報委員　鈴木　里佳

日　時　令和４年５月７日㈯
　　午後３時30分～４時
場　所　ホテルプラザ勝川
参加者　出席９名　（有効委任状数80名）



５月７日の土曜日にホテルプラザ勝川において令和４年度尾張支部定時総会が開催されました。小川弘美会員の司会のもと、谷口正信支部長よりご挨拶をいただきました。司会者の指名により、本総会の議長には河津真子会員が就任しました。

本年も昨年度と同じく新型コロナウィルス感染症の状況が予測できないため、できる限り出席を控えていただくようご案内し、当日も短時間での開催となるよう努めました。質問事項についても、事前にFAXやメールにてとりまとめ、後日執行部よりの回答をまとめて該当の会員の方にお伝えする方法をとっています。会場でも一人一人の席はパーテーションで区切られ、感染対策に配慮した状態での開催となりました。報告及び審議事項については以下のとおりです。

報告事項：令和３年度会員状況・活動報告
審議事項
第１号議案：令和３年度決算報告・監査報告承認の件
第２号議案：令和４年度活動方針案承認の件
第３号議案：令和４年度予算案承認の件
第４号議案：役員等報酬細則案承認の件

議事は滞りなく進行し、すべての議案が原案どおり承認されました。新型コロナウィルス感染症の流行状況が不安定なため、令和３年度も支部の懇親を深めるための支部旅行や忘年会などの懇親を深める機会がない状態が続いています。すぐに以前の状態に戻るのは難しいかもしれませんが、ウィズコロナ、ポストコロナの時代の支部の在り方、運営の仕方を検討する機会が到来しているのかもしれません。行政書士の業務においてもオンライン化や電子化が進んでいます。波に乗り遅れることがないよう、業務においても支部活動においても時代に即して柔軟に対応していきたいです。

ちょっとひと息 「品種登録」～願書の書き方編～

Q 育成者は自分一人なのですが、願書様式の５．⑴の「上記の他に育成者はいない」欄にチェックする必要がありますか。

A 育成者が一人しかいないということの証明になりますので、チェックしてください。なお、育成者が複数いる場合には、別紙様式に記入の上、これで全員であることを証明するために、チェックしてください。

Q 出願したい植物を出願する１年前以内に日本で譲渡したのですが、日付がはっきりしません。どうすればいいですか。

A 譲渡した月の１日と判断して審査します。未譲渡性の要件を満たさなくなる事例もありますので早めの出願をお願いします。なお、虚偽の事実を申告して品種登録を受けた場合は、種苗法により懲役または罰金に処せられることがあります。

出典：農林水産省HP「品種登録ホームページ」より

一宮支部　令和４年度定時総会

一宮支部　立松　智美

日　時　平成４年５月13日㈮
　　午後３時～４時
場　所　尾張一宮駅前ビル７階シビックホール
出席者　144名（当日出席者27名　委任状117名）



令和４年度の一宮支部定時総会が、５月13日に尾張一宮駅前ビル７階シビックホールにて開催されました。

内藤広子支部長の挨拶の後、来賓の皆様より祝辞を頂きました。今年度は、愛知県行政書士会副会長西堀俊徳様、稲沢市副市長清水澄様にご臨席賜りました。

その後司会者より村手誠会員が議長に指名され、議題の報告及び審議に入りました。前年度の事業報告について執行部より説明があった後、審議事項に入り、決算報告、本年度の事業計画案、予算案が審議されました。質疑応答の後、原案通り可決承認されました。さらに、今年度は「支部におけるDX化推進事業（案）承認の件」が上程され、執行部よりその趣旨が説明されました。DX化を進めるうえでオンラインに対応していない会員への配慮を求める意見もありましたが、概ね趣旨はご理解いただき、この議題についても可決承認となりました。

本会報告、支部部会報告については新型コロナウィルス感染拡大防止による時間短縮のため書面での報告となりました。

今年度もコロナ禍の中での開催となり、規模を縮小し、総会後の懇親会も中止となってしまいましたが、会員の皆様のご協力により、円滑に議事が進行し無事に閉会を迎えることができました。

西尾支部　令和４年度定時総会

会報委員　太田　知明

日　　時　令和４年５月13日㈮
　　午後４時～４時30分
場　　所　西尾商工会議所
会員総数　61名
出席会員　55名（当日出席者14名　委任状41名）



令和４年度の西尾支部定時総会を参集型で開催することができました。

長引く新型コロナウイルス感染症拡大防止という観点から、総会の規模を縮小し、来賓をお招きすることなく、懇親会は中止としましたが、久しぶりに再会できた出席者の方々との会話に、大きな喜びを感じました。

総会は、正海浩支部長の挨拶に始まり、太田知明議長のもと議事は進行されました。令和３年度事業経過報告があり、令和３年度決算報告、令和４年度事業計画（案）、令和４年度会計予算（案）の議案が上程され、出席者の挙手により承認可決されました。

議事終了後、林優児新入会員の紹介があり、西尾支部に活気がよみがえることが期待できます。

懇親会の開催はありませんでしたが、お持ち帰り用のお弁当を出席者に配りました。支部長の心遣いで、少し多めの数を用意しておいたので、急遽じゃんけん大会というレクリエーションができたことが参集型の嬉しさでもありました。

新城支部　令和４年度定時総会

会報委員　鈴木　達也

日　時　令和４年５月13日㈮
　　午後３時30分～４時10分
場　所　新城文化会館　304会議室
出席者　31名（委任状を含む）



令和４年度の総会は、依然としてコロナ禍での自粛が続く中、前年度に引き続いての少人数での開催となりました。冒頭の木下一成支部長あいさつの中では、「世の中のデジタル化、書類の簡素化がいわれるなか、行政書士の存在感を出していくには、より一層の専門性とそれに向けての研鑽が必要だ」と、力強いメッセージがありました。議案の中で特徴的だったのは、事業報告、会計報告の承認の中で、全会員に対してコロナ支援金を支給したことで、すべての議案が原案どおり可決されました。なお、新年度事業を進めるうえで、会員の中から、コロナ禍で行事が自粛となるなど、会員同士の交流も疎遠になるので、会の活動内容にも工夫を求める発言がありました。

今後も、自治体との防災協定や、空き家対策など、行政書士の地域での役割の重要性は一段と増すと考えられ、一層、結束して支部を盛り立てていく意思確認がなされました。

東三支部　令和４年度定時総会

会報委員　山崎　仁

日　時　令和４年５月13日㈮
　　午後３時～４時30分
場　所　ホテルアソシア豊橋５階
出席者　35名（有効委任状数174）



５月13日、ホテルアソシア豊橋にて、東三支部令和４年度定時総会が開催されました。新型コロナウイルスの感染対策として、出席者同士の間隔を十分に確保する対応を取りながらの開催となりました。また、当日会場に出席出来なかった会員向けにオンライン配信も行いました。

今回、長年に亘り東三支部に多大な貢献をされ今年度退会された白井門治元会員に感謝の意を込め、特別セレモニーとして、白井元会員の御自宅にて記念品をお贈りした模様の録画映像を上映しました。

式典は今年度もご来賓のご招待は辞退し、新規入会者及び慶祝者・表彰候補者のご紹介をさせていただき、下記議案を執り行う形となりました。

第１号議案　令和３年度会務経過報告の件
第２号議案　令和３年度収支決算承認の件
　　（監査報告）
第３号議案　支部規則改正（案）承認の件
第４号議案　令和４年度事業計画（案）承認の件
第５号議案　令和４年度収支予算（案）承認の件
第６号議案　各業務部会報告

いずれの議案についても滞りなく進行し、無事に閉会を迎えることが出来ました。

支部会員のみなさま、支部役員のみなさまのご協力に心より感謝申し上げます。

名南支部 令和４年度定時総会

会報委員　長峰　均

日　　時　令和４年５月17日㈫
　　研修会：午後４時～５時
　　総　会：午後５時～６時
　　懇親会：午後６時～８時
場　　所　サイプレスガーデンホテル（金山）
会員総数　225名（令和４年３月31日現在）
出席者数　119名（当日出席37名、委任状82名）
来賓者数　４名



標記のごとく、会則24条に基づき、令和４年度名南支部定時総会が有効且つ適正に開催されました。ここ２年間の定時総会は新型コロナ感染症蔓延の影響で、書面審議方式による決議にて実施されました。コロナ禍の中ではありますが、久々の集会方式の総会となり、日頃顔合わせのない会員皆様の現況を知ることが出来、安心しました。

例年、総会の前に研修会を開催しますが、今回は野﨑晃幹事による「デジタル資産の相続手続き」を受講致しました。行政書士業務もデジタル化が進み、乗り遅れないよう、皆さん真剣に聴講していました。

研修会終了後、定時総会が開催されました。

【議事】

第１号議案　令和３年度支部事業経過報告及び会務報告承認の件

第２号議案　令和３年度会計報告ならびに財産目録承認の件
　　監査報告　監事　鬼頭　喜代志会員
　　鰐部　伸一会員

第３号議案　令和４年度事業計画（案）承認の件

第４号議案　令和４年度会計予算（案）承認の件

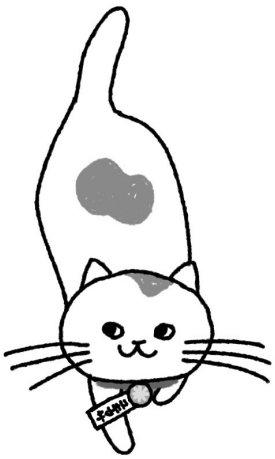
定刻、司会者に元木広行副支部長が選出され、司会者進行の下、山本篤支部長挨拶及び来賓の紹介がされ、本会から出席の岩井実副会長（会長代理）から祝辞を戴きました。また、来賓としてご臨席戴いた、岩本たかひろ名古屋市会議員、橋本浩幹名古屋市会議員、工藤彰三衆議院議員代理加藤建志秘書様、を代表して岩本議員からの祝辞も戴きました。

議事に入るにあたり、司会者から新入会員の氏名読み上げが行われました。その後、出席会員数の確認・報告がなされた後、正副議長及び議事録署名人の選出が議場に諮られ、議長には河合治彦相談役（本会監事）、副議長には川津聖司幹事（本会常任理事）、議事録署名人には青木功幹事、川村敏治幹事がそれぞれ選出されました。

議長発議にて議事に入り、山本支部長と鈴木孝一幹事（会計担当）からの報告・提案が諮られ、質疑応答を経て、審議の結果、全議案とも速やかに承認され、総会を終えました。

懇親会では、石川光男前支部長、橋本議員の挨拶を戴きました。その後例年のごとく野﨑幹事、川村幹事進行の下、ビンゴゲームで幕を閉じましたが、景品も少し豪華になり、皆和やかな一時を過ごす事が出来ました。

コロナ禍ではありますが、予防対策をしっかり行い、会員交流の場が支部役員の協力の下、何事も無く設置・進行された事に感謝致します。有り難うございました。



中央支部 令和４年度定時総会

会報委員　梅村　晃士

日　時　令和４年５月16日(月)
　　午後６時～９時
場　所　名古屋マリオットアソシアホテル　17階
出席者　231名（うち委任状出席者179名）



令和４年度の中央支部定時総会は３年ぶりに名古屋マリオットアソシアホテルにて開催されました。

大野貴史副支部長の司会進行のもと、物故会員への黙祷、八十川英剛支部長挨拶、来賓の小栁津えみ副会長のご挨拶と続き、議長に川村浩史会員、副議長に野田悦子会員が選任され議事が進行していきました。

第１号議案　令和３年度会務報告承認の件
第２号議案　令和３年度決算報告承認の件
第３号議案　令和４年度事業計画（案）承認の件
第４号議案　令和４年度事業予算（案）承認の件
第５号議案　支部役員追加選任（案）承認の件

以上の議案が上程され、質疑応答の後、滞りなく全ての議案が原案どおり承認されました。

総会終了後は16階の「アゼリア」に会場を移して懇親会が開かれました。コロナ禍による多くの制限がある中ではございましたが、たくさんのご来賓のご列席・ご祝辞を賜り、会員同士も久しぶりに顔を合わせることができ、終始和やかな雰囲気の中、盛会のうちに終了いたしました。

東名支部 令和４年度定時総会

会報委員　服部　弘美

日　　時　令和４年５月20日(金)
　　午前11時～午後３時
場　　所　ストリングスホテル名古屋（オークルーム）
総会員数　143名
出席者数　99名（うち委任状出席者65名）



５月20日、令和４年度第21期東名支部定時総会が開催されました。

定刻、野澤みゆき会員の司会進行のもと、島藤英信会員の開会宣言に始まり、子安幸代支部長の挨拶の後、本会からお越し頂いた前田望会長よりご祝辞を頂きました。

その後、議長に勝友香梨会員、副議長に門田千穂会員が選任され、報告事項及び審議事項に入りました。

報告事項　　令和３年度　事業経過報告
第１号議案　令和３年度　収支決算報告承認の件
第２号議案　愛知県行政書士会東名支部規則一部改正審議の件
第３号議案　令和４年度　事業計画（案）
第４号議案　令和４年度　収支予算（案）

以上の議案につき、それぞれ議場に諮り、慎重審議を経て、満場一致にて可決承認されました。

総会終了後は２年ぶりにデザートブッフェによる懇親会が行われ、ご来賓の方にもご参加頂きご祝辞を頂戴いたしました。

今年は定時総会・懇親会ともにストリングスホテル名古屋に会場を移して開催され、会場、設備、お食事等も素晴らしく、華やかかつ和やかな雰囲気の中、盛会のうちに終了いたしました。

碧海支部　令和４年度定時総会

会報委員　佐野　佳見

日　時　令和４年５月19日㈭
　　午後３時30分～８時
場　所　ホテルクラウンパレス知立　セントピアホール
出席者　188名
（会場出席者　40名　委任状出席者　105名　懇親会参加者　38名　来賓　12名）



令和４年度碧海支部定期総会が５月19日ホテルクラウンパレス知立セントピアホールで開催されました。３年ぶりに懇親会までを含めた開催となり、40名の会員の参加と12名来賓をお迎えしての開催となりました。

定時総会は15時30分受付開始16時より開始しました。初めに高野支部長よりご挨拶をいただき、議長、議事録署名人の選任後、議事が進行しました。

（議題）
第１号議案　令和３年度事業経過報告の件
第２号議案　令和３年度会計決算報告並びに財産目録承認の件
第３号議案　令和４年度事業計画（案）承認の件
第４語議案　令和４年度会計予算（案）承認の件

以上の議案が、質疑応答の後、一部議論が紛糾する場面もありましたが、最終的にすべての議案について可決承認され、滞りなく進行することができました。議事終了後、令和３年度予算で整備された碧海支部のホームページが披露されました。

総会終了後、３年ぶりの懇親会が開催され、各市町村長をはじめとする12名の来賓をお招きし、コロナ感染症拡大防止の観点から、着席スタイルでの会食が行われました。この２年間ほどに入会された会員にとっては、入会後初めての大きな交流の場となり、諸先輩方と活発に交流されており、とても良い会であったなと感じました。今後も情勢を見極めながら、会員同士の交流が図れるような場が提供できるようになっていけたらと思います。

ちょっとひと息　「品種登録」～願書の書き方編～

Q 出願者が法人で育成者がその法人の従業員等である場合、５．⑵の出願する権利の承継の欄はどこにチェックすればいいですか。

A 「契約」（特定承継）の欄にチェックしてください。なお、この場合、育成者から出願者への承継の書面または職務育成品種である証明書の添付が必要となります。

Q 出願したい植物を出願する４年前以内に外国で譲渡したのですが、日付がはっきりしません。どうすればいいですか。

A 譲渡した月の１日と判断して審査します。未譲渡性の要件を満たさなくなる事例もありますので早めの出願をお願いします。なお、虚偽の事実を申告して品種登録を受けた場合は、種苗法により懲役または罰金に処せられることがあります。

出典：農林水産省HP「品種登録ホームページ」より

事務局だより

■令和４年４月

１日㈮	前田会長、小柳津副会長　あいち外国人起業＆経営支援センター開所式出席
４日㈪	平松常務理事　職務上請求書窓口指導 封印管理委員会指定研修会開催
５日㈫	新規登録受付 ADR手続説明会開催
６日㈬	西川相談役　日行連ウクライナ避難民等在留支援本部会議出席 吉川副会長、岡田常務理事　県法務文書課、名古屋市秘書課訪問［総会案内］ 新規登録受付 職務上請求書確認
７日㈭	新規登録受付 吉川副会長　伝票確認対応 建設業許可申請等受付補助業務要員全体会議開催 経営事項審査補助業務要員必須連絡会開催
８日㈮	正副会長会開催 部長会開催 小柳津副会長、伊藤常務理事　中部管区行政評価局来館対応
12日㈫	本会常設無料相談会開催 総務省名古屋総合行政相談所くらしの行政・法律相談開催 会報５月号校正会議開催 土地利用業務相談会開催
13日㈬	前田会長　日行連岸田文雄内閣総理大臣及び木原誠二内閣官房副長官との鼎談出席 職務上請求書確認 国際業務相談会開催 私法部業務相談会開催
14日㈭	西堀副会長　日行連監査会出席 経理部会開催 吉川副会長　東海北陸厚生局来館対応
15日㈮	西堀副会長　日行連監査会出席 監査会開催 小柳津副会長、渡邊・川津常務理事　県政策企画局国際課長訪問、総務局長訪問
18日㈪	職務上請求書等管理委員会正副委員長会議開催 部長会開催 理事会開催 幹事会開催
19日㈫	前田会長　日行連常任理事会出席 ADR手続説明会開催

■令和４年４月

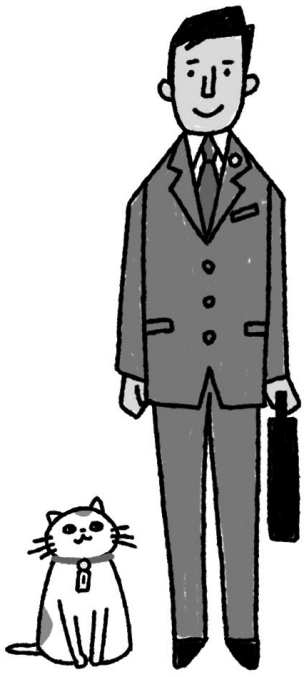
20日㈬	前田会長　日行連常任理事会出席 前田会長、西堀副会長　日行連理事会出席 職務上請求書確認 登録証交付式
21日㈭	前田会長、西堀副会長　日行連理事会出席
22日㈮	申請取次行政書士管理委員会開催 国際部会開催
25日㈪	封印管理委員会開催
27日㈬	本会・政連小連絡会開催 職務上請求書確認
28日㈭	建設環境部業務相談会開催 職務上請求書確認

■令和４年５月

６日㈮	第１回総会、大会運営委員会開催 正副会長会開催 法人経営部業務相談会開催 部長会開催 職務上請求書等管理委員会開催
10日㈫	本会常設無料相談会開催 総務省名古屋総合行政相談所くらしの行政・法律相談開催 新規登録受付 法務部会開催 法人経営部業務相談会開催
11日㈬	前田会長　日行連常任理事会出席 新規登録受付 総務部打合せ開催 国際部業務相談会開催 職務上請求書確認 親族調査書類確認
12日㈭	前田会長　日行連常任理事会出席 前田会長、吉川副会長　日行連令和４年春の叙勲及び黄綬褒章伝達式開催 新規登録受付
13日㈮	新規登録受付
17日㈫	ADR手続説明会開催 佐藤理事　封印払出書確認作業及び打合せ
18日㈬	申請取次行政書士管理委員会指定研修会開催 職務上請求書確認 親族調査書類確認
19日㈭	総会、大会運営委員会事前打合せ開催

■令和４年５月

20日㈮	登録証交付式 親族調査書類確認
23日㈪	第２回総会、大会運営委員会開催 正副会長会開催
25日㈬	申請取次行政書士管理委員会開催 職務上請求書確認
26日㈭	部長会開催 法人経営部業務相談会開催 建設環境部業務相談会開催
27日㈮	会報７月号編集会議開催 私法部業務相談会開催
28日㈯	第３回総会、大会運営委員会開催 令和４年度定時総会、定期大会開催
30日㈪	矢澤常務理事　中部所不連第４回通常総会出席



会員の動向

令和４年５月25日現在

個人会員数　3,191人
法人会員数　　71法人

新規登録入会者の紹介



登録番号　第22190610号
会員番号　第6587号
入会年月日　令和４年４月２日
氏　　名　関　　健吾

事務所　行政書士　関健吾事務所
名古屋市名東区猪子石原１丁目101番地 大島ビル４Ｆ
電話番号　052-775-3558　所属支部　中央



登録番号　第22190611号
会員番号　第6588号
入会年月日　令和４年４月２日
氏　　名　小栗　　勉

事務所　行政書士よつ葉合同事務所
名古屋市昭和区滝子町28番10号
電話番号　052-883-2011　所属支部　昭和



登録番号　第22190612号
会員番号　第6589号
入会年月日　令和４年４月２日
氏　　名　大参　保之助

事務所　おおみ行政書士事務所
名古屋市中区東桜２丁目22番18号 日興ビルヂング５Ｆ２Ｂ号
電話番号　090-6766-9498　所属支部　中央



登録番号　第22190613号
会員番号　第6590号
入会年月日　令和４年４月２日
氏　　名　八幡　竜輔

事務所　エース行政書士事務所
名古屋市中区栄四丁目８番20号　２階
電話番号　　所属支部　中央



登録番号　第22190614号
会員番号　第6591号
入会年月日　令和４年４月２日
氏　　名　北村　徳志

事務所　北村行政書士事務所
名古屋市名東区社が丘４丁目601番地 ステイタスいずみC号
電話番号　052-703-9205　所属支部　中央



登録番号　第22190615号
会員番号　第6592号
入会年月日　令和４年４月２日
氏　　名　伴　　生

事務所　J-MACS行政書士事務所
名古屋市天白区梅が丘二丁目1601番地の２
電話番号　052-806-1001　所属支部　昭和



登録番号　第22190616号
会員番号　第6593号
入会年月日　令和４年４月２日
氏　　名　佐藤　雅也

事務所　まさや行政書士事務所
弥富市鰯浦町上本田47番地１
電話番号　080-6367-2171　所属支部　海部



登録番号　第22190617号
会員番号　第6594号
入会年月日　令和４年４月２日
氏　　名　村佐　美香留

事務所　行政書士むらさ事務所
名古屋市天白区井口二丁目401番地（真栄マンション植田203号）
電話番号　080-3282-2167　所属支部　昭和



登録番号　第22190618号
会員番号　第6595号
入会年月日　令和４年４月２日
氏　　名　藤﨑　都子

事務所　都行政書士事務所
豊田市月見町三丁目８番地４
電話番号　080-3645-7437　所属支部　豊田



登録番号　第22190619号
会員番号　第6596号
入会年月日　令和４年４月２日
氏　　名　青木　成剛

事務所　行政書士青木成剛事務所
知多郡阿久比町大字萩字坂南14番地
電話番号　0569-48-0501　所属支部　知多



登録番号　第22190620号
会員番号　第6597号
入会年月日　令和４年４月２日
氏　　名　佐藤　卓也

事務所　佐藤卓也行政書士事務所
名古屋市中村区椿町13番地16号 サン・オフィス名駅新幹線口902号
電話番号　090-4231-9688　所属支部　名古屋



登録番号　第22190621号
会員番号　第6598号
入会年月日　令和４年４月２日
氏　　名　小川　達哉

事務所　行政書士佐藤友泰事務所
丹羽郡大口町中小口三丁目102番地１
電話番号　0587-94-0727　所属支部　尾北



登録番号　第22190622号
会員番号　第6599号
入会年月日　令和４年４月２日
氏　　名　三浦　隆慈

事務所　三浦行政書士事務所
尾張旭市印場元町五丁目３番地８
電話番号　080-3576-4419　所属支部　東名



登録番号　第22190623号
会員番号　第6600号
入会年月日　令和４年４月２日
氏　　名　垣見　英理子

事務所　行政書士かきみ事務所
津島市大字津島字北新開238番地１
電話番号　0567-22-3908　所属支部　海部



登録番号　第22190624号
会員番号　第6601号
入会年月日　令和４年４月２日
氏　　名　小松　康宏

事務所　行政書士小松康宏事務所
名古屋市熱田区横田二丁目２番４号 アネックス高蔵603
電話番号　052-228-2408　所属支部　名南



登録番号　第22190625号
会員番号　第6602号
入会年月日　令和４年４月２日
氏　　名　市野　雷太

事務所　ブリッツ行政書士事務所
名古屋市南区柵下町一丁目32番地 プチハイツ102号室
電話番号　052-825-3933　所属支部　名南



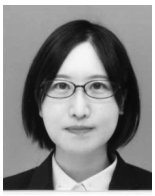
登録番号　第22190626号
会員番号　第6603号
入会年月日　令和４年４月２日
氏　　名　梶田　　徹

事務所　カジタ行政書士事務所
稲沢市船橋町宮裏970番地２
電話番号　090-4794-7909　所属支部　一宮



登録番号　第22190627号
会員番号　第6604号
入会年月日　令和４年４月２日
氏　　名　田澤　栄一

事務所　光フィールド行政書士事務所
名古屋市中区錦三丁目10番16号 協和錦ビル６階
電話番号　080-1564-5888　所属支部　中央



登録番号　第22190956号
会員番号　第6606号
入会年月日　令和４年５月１日
氏　　名　渡邉　葵依

事務所　行政書士法人アベニール　名古屋中川事務所
名古屋市中川区北江町一丁目７番地 朝日ビル１階
電話番号　052-355-7581　所属支部　名古屋



登録番号　第22190957号
会員番号　第6607号
入会年月日　令和４年５月１日
氏　　名　上野　秀司

事務所　名古屋ユーエス行政書士事務所
名古屋市中区栄二丁目２番１号 広小路伏見中駒ビル５階34号室
電話番号　052-221-8153　所属支部　中央



登録番号　第22190958号
会員番号　第6608号
入会年月日　令和４年５月１日
氏　　名　岡本　真裕美

事務所　行政書士オフィスカノン
岩倉市大地新町一丁目１番地３
電話番号　090-7432-9726　所属支部　尾北



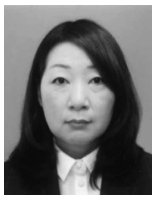
登録番号　第22190959号
会員番号　第6609号
入会年月日　令和４年５月１日
氏　　名　中川　憲夫

事務所　中川憲夫行政書士事務所
一宮市せんい二丁目９番16号 ササキセルムビル307号
電話番号　0586-52-2302　所属支部　一宮



登録番号　第22190960号
会員番号　第6610号
入会年月日　令和４年５月１日
氏　　名　矢木　美保

事務所　矢木行政書士事務所
名古屋市昭和区北山町一丁目35番地３ ゴトー北山ビル２階
電話番号　052-753-4011　所属支部　昭和



登録番号　第22190961号
会員番号　第6611号
入会年月日　令和４年５月１日
氏　　名　森重　千秋

事務所　行政書士法人中村事務所　豊橋オフィス
豊橋市神明町74 豊橋フロントビル402
電話番号　0532-39-9280　所属支部　東三



登録番号　第22190962号
会員番号　第6612号
入会年月日　令和４年５月１日
氏　　名　戸松　孝至

事務所　行政書士モイモイ事務所
東海市加木屋町社山286番地
電話番号　0562-57-5360　所属支部　知多



登録番号　第22190963号
会員番号　第6613号
入会年月日　令和４年５月１日
氏　　名　加藤　光伸

事務所　行政書士加藤光伸法務事務所
尾張旭市東大道町原田2672番地196
電話番号　0561-52-5813　所属支部　東名



登録番号　第22190964号
会員番号　第6614号
入会年月日　令和４年５月１日
氏　　名　渡邊　雅行

事務所　行政書士渡邊事務所
豊橋市中世古町65番地１
電話番号　0532-52-6236　所属支部　東三



登録番号　第22190965号
会員番号　第6615号
入会年月日　令和４年５月１日
氏　　名　阿部　博臣

事務所　行政書士LIVE国際法務事務所
名古屋市中区栄５丁目19番31号(T&Mビル３Z)
電話番号　090-2775-9888　所属支部　中央



登録番号　第22190966号
会員番号　第6616号
入会年月日　令和４年５月１日
氏　　名　片岡　詩織

事　務　所　行政書士法人名南経営
名古屋市中村区名駅一丁目１番１号 JPタワー名古屋34F
電話番号　052-589-2362　所属支部　名古屋



登録番号　第22190967号
会員番号　第6617号
入会年月日　令和４年５月１日
氏　　名　太田　隆輝

事　務　所　行政書士事務所May
名古屋市西区上名古屋三丁目20番３号
電話番号　080-1552-0408　所属支部　西北



登録番号　第22190968号
会員番号　第6618号
入会年月日　令和４年５月１日
氏　　名　高柳　孝吉

事　務　所　浜名行政書士事務所
名古屋市緑区鳴海町字上汐田19番地 ベルビレッジ上汐田603号室
電話番号　　所属支部　名南



登録番号　第22190969号
会員番号　第6619号
入会年月日　令和４年５月１日
氏　　名　田中　昌志

事　務　所　とこなめ行政書士事務所
常滑市新浜町１丁目101番地の１
電話番号　0569-76-2463　所属支部　知多



登録番号　第22190970号
会員番号　第6620号
入会年月日　令和４年５月１日
氏　　名　北澤　直人

事　務　所　行政書士きたざわ事務所
岡崎市細川町字鳥ヶ根82番地
電話番号　090-7435-3759　所属支部　岡崎



登録番号　第22190971号
会員番号　第6621号
入会年月日　令和４年５月１日
氏　　名　藤井　大珠

事　務　所　行政書士坂田陽信事務所
西尾市寄住町柴草16番地２
電話番号　0563-56-8023　所属支部　西尾



登録番号　第22190972号
会員番号　第6622号
入会年月日　令和４年５月１日
氏　　名　安藤　真一郎

事　務　所　行政書士あんしん経営企画室
北名古屋市鹿田流10番地
電話番号　090-9177-9164　所属支部　西北



登録番号　第22190973号
会員番号　第6623号
入会年月日　令和４年５月１日
氏　　名　森　　浩昭

事　務　所　行政書士森浩昭事務所
名古屋市守山区大字下志段味字東新外567番地１
電話番号　052-736-1992　所属支部　東名



登録番号　第22190974号
会員番号　第6624号
入会年月日　令和４年５月１日
氏　　名　児玉　正英

事　務　所　こだま行政書士事務所
名古屋市瑞穂区御莨町三丁目19番地
電話番号　090-6599-5721　所属支部　名南



登録番号　第22190975号
会員番号　第6625号
入会年月日　令和４年５月１日
氏　　名　中島　裕明

事　務　所　ひろ行政書士事務所
西尾市住崎町北畑28番地１-２ MⅡCRUISE１F-A
電話番号　0563-79-5780　所属支部　西尾



登録番号　第22190976号
会員番号　第6626号
入会年月日　令和４年５月１日
氏　　名　福田　剛年

事務所　行政書士事務所エンジ―
名古屋市港区九番町五丁目３番１ JFE名古屋東海通ビル３階
電話番号　052-304-8169　所属支部　名古屋



登録番号　第22190977号
会員番号　第6627号
入会年月日　令和４年５月１日
氏　　名　深川　範江

事務所　行政書士法人ネクサス　浅野オフィス
一宮市浅野字大島８番地
電話番号　090-9182-3501　所属支部　一宮



登録番号　第22190978号
会員番号　第6628号
入会年月日　令和４年５月１日
氏　　名　都築　友子

事務所　リバティ行政書士事務所
豊田市若林西町宮下18-９ ハイツ都１-B
電話番号　0565-42-3920　所属支部　豊田



登録番号　第22190979号
会員番号　第6629号
入会年月日　令和４年５月１日
氏　　名　西川　和志

事務所　安城箕輪行政書士事務所
安城市箕輪町半夏１番地２
電話番号　0566-74-3377　所属支部　碧海

ご逝去会員のお知らせ

海　部支部	田　中　孝　三　会員	令和３年４月９日ご逝去	（享年55歳）
岡　崎支部	都　築　　悟　会員	令和４年４月26日ご逝去	（享年93歳）
中　央支部	杉　浦　正　康　会員	令和４年４月27日ご逝去	（享年89歳）
名古屋支部	内　田　義　勝　会員	令和４年４月29日ご逝去	（享年84歳）
豊　田支部	塚　本　三千雄　会員	令和４年５月７日ご逝去	（享年78歳）
豊　田支部	野　村　年　正　会員	令和４年５月22日ご逝去	（享年71歳）

ご逝去を悼み謹んでご冥福をお祈り申しあげます。

愛知県行政書士会
会長　　前　田　　望

法人会員の変更案内

法人番号	第1803201号
会員番号	第H49号
法人の名称	行政書士法人アスア
従たる事務所の名称	行政書士法人アスア　一宮事務所
従たる事務所所在地	一宮市浅野字青石7番地5　第2トップジャパンビル1階
従たる事務所電話番号	0586-82-1882
使用人（退職）	寺本　　光
社員（加入）	寺本　　光
変更事由	従たる事務所の設置、使用人の退職、社員の加入
所属支部	名古屋

法人番号	第1904601号
会員番号	第H60号
法人の名称	行政書士法人ブレインパートナー
主たる事務所の名称	行政書士法人ブレインパートナー
社員（脱退）	上條　佳生留
変更事由	社員の脱退
所属支部	名古屋

法人番号	第1904801号
会員番号	第H61号
法人の名称	さくら行政書士法人
主たる事務所の名称	さくら行政書士法人
社員（脱退）	稲垣　智美
変更事由	社員の脱退
所属支部	名古屋

法人番号	第0901701号
会員番号	第H12号
法人の名称	行政書士法人愛知
主たる事務所の名称	行政書士法人愛知
従たる事務所の名称	行政書士法人愛知　名古屋事務所
社員（脱退）	浅井　洋和、森越　　靖
変更事由	社員の脱退
所属支部	豊田

法人番号	第1302703号
会員番号	第H53号
法人の名称	行政書士法人NCP
従たる事務所の名称	行政書士法人NCP　名古屋事務所
使用人（雇用）	土生　周宙
変更事由	使用人の雇用
所属支部	中央

新規法人登録入会の紹介

法人番号	第2205001号
会員番号	第H89号
入会年月日	令和４年３月15日
法人の名称	行政書士法人ネクサス
主たる事務所の名称	行政書士法人ネクサス
主たる事務所	一宮市若竹一丁目12番２号
主たる事務所電話番号	0586-81-7339
所属支部	一宮

法人番号	第2206201号
会員番号	第H90号
入会年月日	令和４年４月１日
法人の名称	行政書士法人エムズマネジメント
主たる事務所の名称	行政書士法人エムズマネジメント
主たる事務所	名古屋市西区山木一丁目121番地
主たる事務所電話番号	052-938-3110
所属支部	西北

退会者のお知らせ

令和４年５月25日現在

支部	氏名	退会日
尾北	安田宗平	令和４年４月28日
碧海	平山晃史	令和４年５月９日
尾張	松浦弘明	令和４年５月20日
名南	夏目一博	令和４年５月20日

事務所の変更案内

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
中央	川村　浩史	名古屋市名東区本郷一丁目314番地 シーズンコート本郷２階	465-0024	052-726-8028	事務所所在地、 事務所電話番号
中央	JACKSON JEFFREY PAUL			090-5447-6450	事務所電話番号
中央	大参　保之助			052-938-6030	事務所電話番号
西北	森越　　靖 モリコシ行政書士事務所	清須市西枇杷島町南大和138番地	452-0013	090-1788-9466	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
西北	万年　良宜 行政書士法人エムズマネジメント	名古屋市西区山木一丁目121番地	452-0833		事務所名称、 事務所所在地
名古屋	加古　　朗	名古屋市中川区八熊２丁目18番19号	454-0013	052-339-0666	事務所所在地、 事務所電話番号
名古屋	稲垣　智美 フレイヤ行政書士	名古屋市中川区高畑５丁目34番地５ Ｃ－２	454-0911	052-364-6377	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
昭和	土本　勇気	名古屋市天白区池場五丁目802番地の１	468-0055		事務所所在地
昭和	後閑　慎也	名古屋市昭和区南分町２丁目９番地 リバーエイト南分401	466-0849	052-710-5230	事務所所在地、 事務所電話番号
昭和	田島　　瞳			052-846-5430	事務所電話番号
名南	原田　貴臣	名古屋市南区三吉町１丁目80 ネスト三吉205	457-0805	090-1832-2999	事務所所在地、 事務所電話番号
尾北	有我　昌久				単位会変更(岐阜会へ)
一宮	和田　彌一郎 行政書士法人ネクサス				事務所名称
一宮	永田　修悟 行政書士永田事務所	稲沢市祖父江町本甲神明前55番地５	495-0012		事務所名称、 事務所所在地
一宮	渡邊　隆太 行政書士法人アスア　一宮事務所	一宮市浅野字青石７番地５ 第２トップジャパンビル１階	491-0871	0586-82-1882	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
一宮	小野　貴行 井戸行政書士法務事務所	一宮市泉２丁目５番14号 Verede泉Ａ	491-0861	0586-64-7301	単位会変更(岐阜会より)
海部	奥山　賢二 行政書士奥山賢二事務所	津島市愛宕町６丁目117番地	496-0036	0567-74-7276	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
海部	寺本　　光			080-9150-1732	事務所電話番号
豊田	浅井　洋和 行政書士事務所あいち				事務所名称
豊田	勝野　真樹	豊田市浄水町南平３番地３	470-0343		事務所所在地

COSMOS通信７月号
一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部

セミナー・相談会の開催報告

日　　時　令和４年４月７日㈭
　　午後１時30分～３時30分
場　　所　江南市役所西分庁舎
相 談 会　相談員：池山　正彦会員　鈴木　堅太会員
　　相談者：３人

日　　時　令和４年４月７日㈭
　　午後１時30分～４時30分
場　　所　大府市ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室
相 談 会　相談員：伊福副支部長　中島　崇会員
　　相談者：０人

日　　時　令和４年４月14日㈭　午後１時30分～４時
場　　所　小牧市役所
相 談 会　相談員：堀　己喜男会員　青木　茂隆会員
　　相談者：５人

日　　時　令和４年５月４日㈬　午前11時～午後４時
場　　所　本證寺（愛知県安城市）
寸　　劇　劇団コスモスあいちによる公演
セミナー　成年後見セミナー
相 談 会　相談員：平松支部長　柴田副支部長
　　伊福副支部長　佐野相談部長
　　山木業務管理部長　菅原研修部長
　　溝口広報部長　清水　良枝会員
　　森田　哲也会員、熊谷　浩幸会員
　　相談者：１人

日　　時　令和４年５月９日㈪　午後１時～４時
場　　所　岩倉市役所市民相談室
相 談 会　相談員：中島　崇会員　鈴木　堅太会員
　　相談者：１人

日　　時　令和４年５月12日㈭
　　午後１時30分～４時30分
場　　所　大府市ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室
相 談 会　相談員：柴田副支部長　金岩　正雄会員
　　相談者：２人

日　　時　令和４年５月18日㈬　午後１時～３時
場　　所　犬山市役所２階会議室
相 談 会　相談員：堀　己喜男会員　山口　勝司会員
　　相談者：３人

セミナー・相談会の開催予定

日　　時　令和４年６月２日㈭
　　午後１時30分～４時30分
場　　所　大府市ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和４年６月４日㈯　午後２時～４時
場　　所　県営野並住宅集会所（名古屋市天白区）
落　　語　成年後見落語
セミナー　成年後見セミナー
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和４年６月９日㈭　午後１時30分～４時
場　　所　小牧市役所
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和４年６月21日㈫　午後１時～４時
場　　所　北名古屋市役所西庁舎
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和４年７月７日㈭
　　午後１時30分～３時30分
場　　所　江南市役所西分庁舎
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和４年７月７日㈭
　　午後１時30分～４時30分
場　　所　大府市ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和４年７月21日㈭　午後１時～３時
場　　所　扶桑町老人憩いの家
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和４年７月27日㈬　午後２時～４時
場　　所　春日井南部ふれあいセンター
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和４年８月４日㈭
　　午後１時30分～４時30分
場　　所　大府市ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和４年８月18日㈭　午後１時30分～４時
場　　所　小牧市役所
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和４年８月17日㈬　午後１時～３時
場　　所　犬山市役所
相 談 会　成年後見等無料相談会

※尚、日程等は中止及び変更になる場合があります。

コスモス業務相談会

業務相談をご希望の会員は、相談希望日の２週間程度前までに事務局へ連絡をして日程調整をしてください。
申込先　　コスモスあいち事務局
　　TEL　052－908－3022

あとがき

本号で初めてこの会報誌を手に取られた方も多いのではないでしょうか。

私が初めてこの会報誌を手にしたのは登録後、最初の会報誌でした。２ヶ月に１度発行されるため新規登録入会者の掲載が最も多くなるのが本号７月号です。

これは行政書士試験合格後、最短登録の時期と関係していると思います。新入会員にとって登録後、自分自身の名前が掲載されることはとても感慨深いものではないでしょうか。私自身もあの時の感覚を今でも覚えています。

これからいろいろな出会いがあり、多くの業務をこなしていく。そんな心弾む気持ちとともにちょっぴり不安になる気持ちと心境はそれぞれあるかと思います。情報収集や交流の場が欲しい時ですが、まだまだコロナ禍で制限があったり機会も少ないと思います。

この会報では研修会開催情報や業務に関する知識など多くの情報を発信しております。是非ご活用いただければと思うとともに、私達会報担当は様々な情報を多く発信できるよう今後も努めていきたいと思います。

会報副委員長　森　優子

《今月の表紙》　「久屋大通庭園フラリエ」

久屋大通庭園フラリエは、旧ランの館より、平成26年９月にリニューアルオープンしました。

愛称である「フラリエ」は、「ふらり」＋「フラワー」＋「アトリエ」の造語でふらりと立ち寄れる花いっぱいのアトリエという意味です。

花や緑、水辺など都会の自然をゆったりとお楽しみいただく６つのテーマガーデンを中心に、散策やグルメ、ショッピングのほか、イベントや各種教室など、自分らしく都会の中で自然を感じながら過ごせる庭園です。

写真提供：久屋大通庭園事務所（許諾済み）
文：久屋大通庭園フラリエHPより引用（許諾済み）

会報313号　担当

広報部	担当副会長	小柳津えみ
	部長	伊藤　直仁
	次長	水野　悠
	部員	鈴木　里佳
	部員	中村　修一
会報委員会	委員長	長峰　均
	副委員長	森　優子
	本号担当委員	
	（表紙）	梅村　晃士
	（会員訪問記）	田守　瞳

会報313号　令和４年７月１日発行

発行人　前田　望
編集人　伊藤　直仁

発行所　愛知県行政書士会
〒461-0004
名古屋市東区葵一丁目15番30号
TEL〈052〉931-4068（代）
FAX〈052〉932-3647
E-mail info@aichi-gyosei.or.jp
http://www.aichi-gyosei.or.jp
印刷所　日大印刷株式会社

頼りになるね、行政書士。

行政書士による常設無料相談会

行政書士法における業務範囲内でのご相談をお引き受けいたします

開設日 毎　月 第2火曜日　**時　間** 午前10時から午後4時まで

ところ 愛知県行政書士会館　地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分

内　容 相続（遺産分割協議書作成）・遺言／各種契約書・合意書／定款
法人設立／建設業・風俗営業許可／土地開発／戸籍関係／帰化・入管関係
不動産関係／自動車登録／著作権等

※面接時間のご予約を承ります。
新型コロナウイルスの影響で、電話相談のみとなる場合がありますので御了承願います。

愛知県行政書士会 無料相談専用　Tel.052-908-7255

行政書士ADRセンター愛知



自転車事故に関する紛争※

・自転車と自転車の衝突
・自転車と歩行者との衝突
・自転車が引き起こした物損事故
＊自転車以外の車両との衝突事故は除きます。

※の紛争については、申込の際の要求額が60万円を超えないものが対象になります。



居住用賃貸建物に関する敷金返還または原状回復に関する紛争

・敷金精算に関する紛争
・賃貸建物の原状回復費用の負担割合に関する紛争



愛護動物（ペットその他の動物）に関する紛争※

・ペットによる噛みつき、引っかき事故
・ペットが受けた噛みつき等の損害事故
・血統書付きのペットの売買に関する紛争
・ペットの鳴き声をめぐる紛争
・猫へのエサやりに関する紛争



外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

・外国人に対する職場ハラスメント
・外国人の職場での待遇についての不満
・外国人の就学者に対するいじめ
・外国人就学者から学校へのクレーム
＊職場・学校における外国人に対する宗教、環境その他文化的価値の違いに起因する紛争

行政書士ADRセンター愛知の紹介

a）運営主体：愛知県行政書士会（所管）：
　　行政書士ADRセンター愛知運営委員会
b）実施主体：運営委員会が選任した手続実施者
c）実施場所：名古屋市東区葵一丁目15番30号
　　愛知県行政書士会館
d）実　施　日：毎月第1、第3火曜日、午前10時から午後4時まで
　　（祝日・休日・年末・年始は休み）

●当センターは、法務大臣より認証を受けた紛争解決事業者です。（認証番号No.62）
●当センターの利用に当たっては、事前に重要事項の説明を受けていただきます。
●当センターをご利用になるには、申込書や所定の資料を提出していただきます。

ADR専用 Tel.052-908-3021



●地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分